

加入申込手続

生命共済 医療共済 給与保障共済 傷害・賠償共済 共通

●加入手続

「加入申込書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、**組合経由**で共済事業局へご提出ください。

●加入締切日

下記締切日までに申込書必着となります。

締切日	初回掛金引落日	加入日	締切日	初回掛金引落日	加入日
1月20日	3月12日	3月1日午前0時	7月18日	9月12日	9月1日午前0時
2月20日	4月14日	4月1日午前0時	8月20日	10月14日	10月1日午前0時
3月19日	5月12日	5月1日午前0時	9月19日	11月12日	11月1日午前0時
4月18日	6月12日	6月1日午前0時	10月20日	12月12日	12月1日午前0時
5月16日	7月14日	7月1日午前0時	11月18日	1月13日	1月1日午前0時
6月17日	8月12日	8月1日午前0時	12月16日	2月12日	2月1日午前0時

※なお傷害・賠償共済の「年払」の申込みは年1回のみです。(受付は12月21日～1月20日到着分。)

●掛金の引落し

- 掛金は毎月12日(12日が土・日・祝日の場合は翌業務日)に組合員本人の指定預金口座(医療・年金・積立・傷害・賠償・生命・給与保障・介護共済ご加入の場合は同じ口座)から自動的に引落としされます。(所属組合によっては給与天引ができます。所属組合にご確認ください。)
- 掛金が引落とされなかった場合は、翌月まとめて再請求いたします。
- 掛金が3か月連続して引落とされなかった場合は、最初の引落とできなかった月の前月末日をもって自動脱退となります。(自動脱退後再加入の手続きをした場合は、再加入日(保障開始日)から新規加入扱いとなります。)

初回掛金口座引落日 申込月の翌々月の**12日**

加入日(保障開始日)*1 申込月の翌々月**1日午前0時**

(保障終了日は、「医療共済」「給与保障共済」「傷害・賠償共済」については加入日以降の毎年3月1日16時、「生命共済」については加入日以降の毎年2月末日23時59分)

*1 **ガン診断給付金(上乗せ)特約**については、新規ご加入時の加入期間の初日からその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにガンと診断確定された場合は、給付金はお支払いできません。

●加入者証とご加入者のしおり

加入の証として「加入者証」と「ご加入者のしおり」を発行します。(組合宛発送します。)加入タイプ・生年月日・性別等を確認してください。

●自動更新

加入締切日までに特にお申し出等のない限り、3月1日付で自動更新されますので、加入申込書の記載内容に変更のない場合は更新手続は不要です。なお、医療共済の掛金は3月1日の満年齢により変更となる場合があります。(掛金変更の場合は事前通知されます。)

生命共済の掛金は、標準型では3月1日満36歳時・満65歳時、緩和型では3月1日満40歳時・満50歳時・満60歳時の更新時に変更となります。(標準型の満65歳更新時には、事前に更新案内が送付されます)

保障期間の考え方

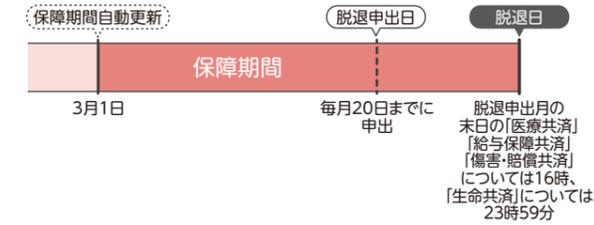
加入された場合

●原則申込日の翌々月の1日午前0時(加入日)から「医療共済」「給与保障共済」「傷害・賠償共済」については翌年3月1日16時まで、「生命共済」については翌年2月末日23時59分までとなります。翌年、加入締切日までに特段のお申し出がない限り、3月1日から1年間の保障期間を自動更新します。



脱退される場合

●毎月20日までに脱退通知書を共済事業局まで提出していただいた場合は、その月の末日が脱退日となります。



- ※生命共済 医療共済 給与保障共済 傷害・賠償共済 はいずれも掛金は掛け捨てです。
- ※医療共済 給与保障共済 傷害・賠償共済 の掛金は保険料控除の対象外です。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に各共済がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。加入申込書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。万一、誤りがありましたら、UAゼンセン共済事業局までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

共済の手続きは、すべて組合経由でお願いします。書類は組合にあります。

お問い合わせ先

UAゼンセン福祉共済互助会
UAゼンセン 共済事業局

〒102-8274 東京都千代田区九段南4-8-19
CIRCLES+市ヶ谷駅前2階
TEL 03-3288-3533 FAX 03-3288-3708

0120-229-075
受付時間 平日 9:30~17:15

URL uazensenkyosai.jp
E-mail kyosai@uazensen.jp

右記二次元コードをスマートフォンやタブレット端末の二次元コードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。



〔引受保険会社〕

生命共済 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

医療共済 東京海上日動火災保険(株)

給与保障共済 東京海上日動火災保険(株) [幹事保険会社]
三井住友海上火災保険(株) 明治安田損害保険(株)

傷害・賠償共済 東京海上日動火災保険(株) [幹事保険会社]
三井住友海上火災保険(株) 共栄火災海上保険(株) 明治安田損害保険(株)

[取扱代理店] (株)ジー・エル・シー TEL 03-3288-3661

2024年10月作成 24T-001188

UAゼンセン組合員の皆さまへ

2025年募集版

2024年12月17日以降申込分
2025年3月1日加入日 から使用

★毎月加入できます★

UAゼンセン・
保障系4共済の
ご案内

生命共済 | 医療共済
給与保障共済 | 傷害・賠償共済

「標準型」と「緩和型」の2つの加入タイプ

万一の時、ご家族の
生活を守ります!

生命共済

<https://uazensenkyosai.jp/video/seimei-video>

満69歳以下の方が新規加入できます!

急な病気・ケガなどの
入院・治療費の備えに!

医療共済

<https://uazensenkyosai.jp/video/iryuu-video>

給与保障共済
(旧長期休業保障共済)

精神疾患による就業障害も保障!

長期間働けない時の
「生活費」をサポートします!

<https://uazensenkyosai.jp/video/choki-video>

傷害・賠償共済

自転車保険加入義務化も心配ご無用!

日常生活の様々な
事故の備えに!

<https://uazensenkyosai.jp/video/leisure-video>

各共済の紹介動画もご覧ください!

上記各共済の二次元コードをスマートフォンやタブレット端末の二次元コードリーダーで読み取りご覧ください。

〔注意〕動画作成のタイミングにより、一部改定点が反映されていないケースがありますこと、ご容赦ください。

組合員とご家族を支える。UAゼンセン・保障系4共済。

あなたに必要な保障はどれ？
チェックボックスで確認してみましょう！

例えばこんな時…



- 僕がいなくなったら**家族の生活**はどうすれば…
- お手頃な掛金**で**手厚い保障**が欲しいけどあるのかなあ。

死亡保障も必要だけど入院費用は？

任せて！



あいちゃん



- 突然の入院、**先進医療**を受けたいけど…
- 自己負担分の費用**(差額ベッド代等)が高くてついでにしまったらどうしよう。
- すぐに退院できたけど**自宅療養が必要**だ、生活費はどうすればいいの？
- 過去にガンになった**けど加入できる保障はあるの？
- 妊娠中**だけど加入できる保障はあるの？

でも入院が長期化してしまったら？

それならコレ！



げんきくん



- 家賃に住宅ローン、教育費に**毎月の生活費**はどうしよう。
- うつ病になって休職**した時どうしよう。
- 傷病手当金だけでは不安だな…
- 復職したけど以前みたいに働けないから**収入が減ってしまう**かもしれない。

さらに日常の様々な事故やケガはどうしたらいいの？

そんなときは！



いっきゅうさん



- 自転車事故**で高額な賠償請求が来たらとてもじゃないけど支払えないよ…
- 認知症**の父親が**展示物を壊してしまったら**どうしよう。
- 事故後の**示談交渉**ってどうしたらいいの？
- 旅行中**カメラを誤って落として壊してしまった。

ご安心を！



そなえさん

生命共済

P3~10

愛するご家族のために

 P3・4 特長	 P5 加入資格	 P5 保障額・掛金	 P6 給付内容
---	---	---	---

医療共済

P11~32

病気やケガの備えに

 P13~18 特長	 P19・20 加入資格	 P23~25 保障額・掛金	 P29~32 給付内容
--	--	--	--

休業保障特約
ガン診断給付金(上乘せ)特約
女性医療特約

給与保障共済

P33~39

就業不能時の収入減少の備えに

 P36 特長	 P37 加入資格	 P38 保障額・掛金	 P39 給付内容
--	--	--	--

短期休業保障特約

傷害・賠償共済

P41~47

日常のリスクの備えに

 P42 特長	 P44 加入資格	 P43・44 保障額・掛金	 P45~47 給付内容
--	--	---	---

P3 ~ P10	生命共済
P11 ~ P32	医療共済
P33 ~ P39	給与保障共済
P41 ~ P47	傷害・賠償共済
P48 ~ P54	重要事項説明書
P58	申込書について

お手頃な掛金で、組合員とご家族の安心をサポートします！



7つの特長

1 **標準型**と、持病のある方でも標準型より加入のしやすい「健康状態の告知」
となっている **緩和型** の **2つの加入タイプの共済** です。

- 健康状態の告知はP10をご参照ください。

2 **分かりやすい仕組み** の死亡保障共済(3つの保障)です。

- ①**死亡**したとき、②**重度障がい**となったとき、**加入コースに応じた共済金**をお支払いします。
- 死亡共済金および重度障害共済金の50%までを年金形式の受け取りに移行することができます。
※組合員および配偶者のA-6およびB-6以上の加入コース、かつ、受取人の年齢が満75歳以下が対象。
- ③**余命6ヵ月以内と診断**されたとき、**共済金の一部**を先行して請求できます。
※A-3、A-6、B-3、B-6、C-3の加入コースは対象外。
- こくみん共済 coop との共同運営**による**安心・安定**の制度です。

保障内容	①	②	③
	死亡したとき 〈死亡共済金〉	重度障がいとなったとき 〈重度障害共済金〉 ※労働者災害補償保険法第1級、2級、 および3級の2・3・4が対象	余命6ヵ月以内と診断されたとき 〈特定状態共済金〉 ※共済金の一部を先行して請求可
標準型	一時金 300万円～4,000万円	一時金 300万円～4,000万円	一時金 300万円～1,000万円
緩和型	一時金 300万円～1,000万円	一時金 300万円～1,000万円	一時金 100万円～300万円

3 共済金額は、**最低300万円** から **組合員は最高4,000万円** まで、
配偶者は最高3,000万円 まで加入することが可能です。
組合員本人よりも **配偶者の共済金額を大きく** することもできます。

- 組合員より配偶者の保障をしっかり準備したい場合でも、**希望に合わせて加入**することが可能です。

例 組合員本人が300万円に加入している場合



4 UAゼンセンのスケールメリットを活かし **掛金がお手頃** です。

- UAゼンセンのスケールメリットを活かした相互扶助制度ならではの掛金設定となっています。
〈共済金額300万円(組合員・配偶者)の月額掛金例〉 ※年齢は加入日(保障開始日)または更新日(毎年3月1日)時点の満年齢

年齢	満25歳	満35歳	満45歳	満55歳	満65歳
標準型	400円	400円	700円	700円	2,770円
緩和型	1,300円	1,300円	1,600円	2,500円	4,800円

- 掛金は、**性別に関係なく同じ**です。掛金支払い方法は、**月払いのみ**の設定です。
- こくみん共済 coop 引受分の掛金は、**生命保険料控除の対象**となります。
※自家引受分の掛金は、生命保険料控除の対象外。
- こくみん共済 coop 引受分の掛金は、毎年の決算で剰余が発生した場合は、**割り戻し金**としてお戻しします。
割り戻し率は加入タイプによって異なります。割り戻し金額は加入コース・年齢・加入日(保障開始日)によって異なります。
※自家引受分の掛金は、割り戻し金の対象外です。割り戻し金の詳細は、P8をご参照ください。

5 加入手続きは **簡単で毎月加入** できます。

- 組合員本人**が加入すると、**配偶者**および**子ども**(子どもは標準型限定)も加入できます。
※持病等のために「標準型」に加入できない組合員本人が「緩和型」に加入した場合、配偶者および子どもは「標準型」に加入することができます。
- 新規加入・増額は加入日(保障開始日)時点で**組合員・配偶者**は満64歳まで、**子ども**は満23歳まで可能です。
- 加入時に**医師の診断書は不要**です。「**健康状態の告知**」のみで加入できます。

6 共済金額は **毎年見直し(加入コースの変更)が可能** です。

- 年1回3月1日付(変更加入申込書受付締切日:原則1月20日)**で変更できます。
- 共済金額を増額する場合は「健康状態の告知」が必要です。

7 組合員でなくなっても **保障を継続できて安心** です。

- 組合員でなくなる場合は、**所属の労働組合の承認を得て「UAゼンセン福祉共済会」の会員**になることによって**保障を継続**することができます。
- 配偶者も加入している際に、組合員に万一のことがあった場合は、配偶者が「UAゼンセン福祉共済会」の会員になることによって、配偶者(子ども)加入の保障を継続することができます。
福祉共済会の会員になった後は、新規加入および共済金額の増額はできません。
福祉共済会の**年会費1,800円**が必要となります。

加入資格

●ご加入いただける方(新規加入・増額 資格)

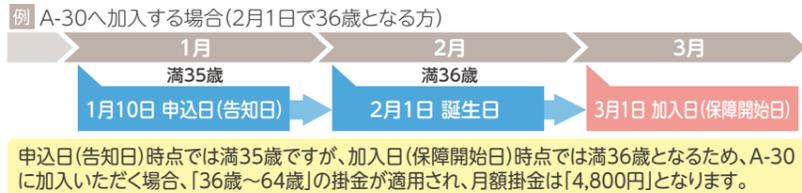
申込日(告知日)時点で「健康状態の告知事項」に該当せず、加入日(保障開始日)時点の満年齢が次の①～③の方。

標準型・緩和型 共通 ① 満64歳以下の 組合員	標準型・緩和型 共通 ② 満64歳以下の 組合員の配偶者	標準型限定 ③ 満23歳以下の 組合員の未婚の子ども
--------------------------------	------------------------------------	----------------------------------

※組合員本人の「標準型」もしくは「緩和型」への加入がないと、配偶者および子ども(子どもは標準型限定)の加入はできません。

●加入日(保障開始日)・年齢・掛金について

- 原則毎月20日(土・日・祝日の場合は前業務日)までのUAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)申込書受付分の加入日(保障開始日)は、その翌々月1日となります。
- 加入日(保障開始日)または更新日時点の満年齢に該当する掛金が、加入時および更新時に適用されます。



加入コース(共済金額)と掛金 掛金は、性別に関係なく、月払いのみ

●新規加入・増額できる年齢別の加入限度共済金額と加入限度加入コース

加入者	組合員			配偶者			子ども			
	加入日(保障開始日)時点の満年齢	～59歳	60歳～64歳	65歳～	～59歳	60歳～64歳	65歳～	0歳～3歳	4歳～23歳	
新規加入 増額 できる	標準型	共済金額	4,000万円まで	1,000万円まで	新規加入・増額 ともに不可	3,000万円まで	1,000万円まで	600万円まで	1,000万円まで	
		加入コース	A-40まで	A-10まで		B-30まで	B-10まで	新規加入・増額 ともに不可	C-6まで	C-10まで
	緩和型	共済金額	1,000万円まで			500万円まで			加入不可	
		加入コース	S-10まで			T-5まで				

- (注1)年齢は加入日(保障開始日)または更新日(毎年3月1日)時点の満年齢です。
 (注2)標準型に満59歳までに加入していた共済金額が1,000万円超の場合は、満64歳までに限り同額まで更新できます。
 (注3)加入コースの変更は、年1回毎年3月1日付(変更加入申込書受付締切日:原則1月20日)のみの受付となります。
 (注4)こくみん共済 coop 団体生命共済に加入している方が重複して生命共済に加入される場合は、加入限度額に制限がある場合がありますので、事前に所属の労働組合までお問い合わせください。

●標準型の加入コースと掛金

加入コース	組合員	A-3	A-6	A-10	A-15	A-20	A-25	A-30	A-35	A-40	
	配偶者	B-3	B-6	B-10	B-15	B-20	B-25	B-30	—	—	
子ども	C-3	C-6	C-10	—	—	—	—	—	—	—	
共済金額 死亡・重度障がい のとき(一時金)	300万円	600万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円		
月額掛金	組合員・ 配偶者	～35歳	400円	600円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円
		36歳～59歳	700円	960円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円
		60歳～64歳	700円	960円	1,600円	(2,400円)	(3,200円)	(4,000円)	(4,800円)	(5,600円)	(6,400円)
	子ども	0歳～3歳	270円	540円	—	—	—	—	—	—	—
		4歳～23歳	270円	540円	900円	—	—	—	—	—	—

●標準型の満65歳時(3月1日更新時点)更新について

- 満65歳の更新時には、事前に更新案内がご自宅に送付されます。
- 満65歳以降の更新可能な共済金額の上限は1,000万円です。更新時および更新以降は、共済金額の増額はできません。
- 満65歳の更新時には、特にお申し出がない限り、満64歳までご加入されていた加入コースによって、以下の自動更新の取扱いとなります。
 [A-10・B-10]以上にご加入されていた方は「A-10・B-10(月額掛金8,750円)」へ
 [A-6・B-6]にご加入されていた方は「A-6・B-6(月額掛金5,250円)」へ
 [A-3・B-3]にご加入されていた方は「A-3・B-3(月額掛金2,770円)」へ

*1 S-2・T-2・S-7は、特定状態共済金支払い後の更新時専用の加入コースのため、新規加入および加入コース変更は対象外。

●緩和型の加入コースと掛金

加入コース	組合員	S-2*1	S-3	S-5	S-7*1	S-10	
	配偶者	T-2*1	T-3	T-5	—	—	
共済金額 死亡・重度障がい のとき(一時金)	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円		
月額掛金	組合員・ 配偶者	～39歳	866円	1,300円	2,000円	2,800円	4,000円
		40歳～49歳	1,066円	1,600円	2,600円	3,640円	5,200円
		50歳～59歳	1,666円	2,500円	4,100円	5,740円	8,200円
		60歳～64歳	3,200円	4,800円	8,000円	11,200円	16,000円
		65歳～70歳	(3,200円)	(4,800円)	(8,000円)	(11,200円)	(16,000円)

生命共済の保障内容

●加入者が次の状態になった時、共済金が支払われます。

- ① 死亡したとき (死亡共済金)
- ② 重度障がいとなったとき (重度障害共済金)
- ③ 余命6ヵ月以内と診断されたとき (特定状態共済金)

①死亡共済金

加入者が死亡した時に支払われます。

②重度障害共済金

加入者が次のような重い障がい(重度障がい)になった時に支払われます。
 重度障がいとは、傷病が治癒し、その後に残存する後遺障がいのうち、労働者災害補償保険法に準じた、規約に定める「身体障害等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2,3,4のいずれかの障がい状態が固定した場合をいいます。

「重度障がい状態について」
 重度障害共済金の支払対象となる重度障がい状態

<身体障がいの状態の定義>
 身体障がいとは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。

[備考]視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定します。

- | | |
|------------------------------------|---|
| ①両眼が失明したもの | ①神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し随時介護を要するもの |
| ②そしゃく及び言語の機能を喪失したもの | ②胸部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの |
| ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの | ③両上肢を手関節以上で失ったもの |
| ④胸部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの | ④両下肢を足関節以上で失ったもの |
| ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの | ⑤そしゃくまたは言語の機能を喪失したもの |
| ⑥両上肢の用を全廃したものの | ⑥神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの |
| ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの | ⑦胸部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの |
| ⑧両下肢の用を全廃したものの | |
| ⑨一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの | |
| ⑩両眼の視力が0.02以下になったもの | |

- (注1)死亡共済金と重度障害共済金は重複して給付されません。
 (注2)過去に重度障害共済金をお支払いしていた場合、その支払いと同一の傷病を原因として再び共済事故が発生しても、共済金は給付されません。

③特定状態共済金

1.特定状態共済金とは
 加入者の余命が6ヵ月以内と診断された時に、共済金の一部を先行して請求できるものです。余命期間の医療費(希望する医療のための費用)の補てん等に使用できます。

2.仕組みの概要

- (1)A-3・A-6、B-3・B-6、C-3の加入コースは対象となりません。
- (2)特定状態共済金の給付額は次のとおりとなります。

加入者・加入タイプ・加入コース	特定状態共済金の給付額	特定状態共済金お支払い後の加入コース	
組合員	1,000万円	A-40	A-30
		A-35	A-25
		A-30	A-20
		A-25	A-15
		A-20	A-10
		A-15	A-6
		A-10	A-6
A-3・A-6	対象外		
配偶者	1,000万円	S-10	S-7*
		S-5	S-3
		S-3	S-2*
		B-30	B-20
		B-25	B-15
		B-20	B-10
子ども	300万円	B-15	B-6
		B-10	B-6
		B-3・B-6	対象外
		T-5	T-3
		T-3	T-2*
標準型	400万円	C-10	C-6
		C-6	C-3
		C-3	対象外

*特定状態共済金支払い後の更新時専用の加入コース

●死亡共済金の受取人および死亡共済金受取人指定について

死亡共済金の受取人については、P7「●死亡共済金の受取人および死亡共済金受取人指定について」、P9「●死亡共済金受け取り時の課税関係(例)」、P48「7 共済金受取人について」をご参照ください。

保障期間

標準型

組合員および配偶者は、満70歳(3月1日更新時満70歳に達した後に最初に到来する2月末日)まで継続加入できます。年齢満了後、一定の条件のもと健康状態に関わらず「生命移行共済(こくみん共済 coop)」に加入でき、最高満80歳まで保障を継続できます。子どもは、満23歳(3月1日更新時満23歳に達した後に最初に到来する2月末日)まで継続加入できます(年齢満了後、生命移行共済には加入できません)。
 ※生命移行共済による保障の継続については、P8をご参照ください。



緩和型

組合員および配偶者は、満70歳(3月1日更新時満70歳に達した後に最初に到来する2月末日)まで継続加入できます(年齢満了後、生命移行共済には加入できません)。



生命共済のご契約について

●加入申込手続について

本パンフレットの裏表紙をご参照ください。

●死亡共済金の受取人および死亡共済金受取人指定について

1. 死亡共済金の受取人については、P48「**7 共済金受取人について**」に記載されています。P9「**●死亡共済金受け取り時の課税関係(例)**」もご参照ください。
2. **死亡共済金受取人をあらかじめ指定することも可能**です。死亡共済金受取人の指定をご希望の場合は、「**死亡共済金受取人指定承認請求書**」をUAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)へご提出ください。

●生命保険料控除について

1. こくみん共済 coop 引受分の掛金は、**生命保険料控除**の対象となります。自家引受分はその対象とはなりません。
2. **毎年10月下旬**に「**割り戻し金割当通知書・共済掛金払込証明書** 在中」と記載された封筒にて、「**生命保険料控除対象共済掛金証明書(一般生命)**」がご自宅に送付されます。大切に保管し年末調整・確定申告時にご活用ください。

●更新について(本パンフレットの裏表紙もご参照ください)

1. 生命共済は**1年更新の共済**です。
2. 特にお申し出のない限り標準型・緩和型ともに、**組合員加入コースと配偶者加入コースは満70歳**(標準型の満65歳更新時の更新可能な共済金額の上限は1,000万円)まで、**子ども加入コースは満23歳まで自動更新**されます。
3. **標準型の組合員加入コースと配偶者加入コースは満36歳・満65歳の更新時、緩和型の組合員加入コースと配偶者加入コースは満40歳・満50歳・満60歳の更新時に掛金を変更**となります。
標準型の満65歳の更新時には、事前に更新案内がご自宅に送付されます。
※年齢はいずれも更新日(毎年3月1日)時点の満年齢です。

●家族の追加加入について

1. 加入資格を満たす家族の追加加入は**毎月可能**です。
2. 組合員の加入申込手続(本パンフレットの裏表紙をご参照ください)に準じた手続となります。

●加入コースの変更(増額・減額)について

1. 加入コースの変更は、**年1回毎年3月1日付のみ**の取扱いとなります。
加入コースの変更加入申込書は、直前の**11月21日～原則1月20日(1月20日が土・日・祝日の場合は前業務日)**UAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)着でご提出ください。なお、申込日が10月20日以前の申込書の受付はできません。
2. 共済金額の低い加入コースへ変更(減額)する場合は、「**健康状態の告知**」は不要です。**共済金額の高い加入コースへ変更(増額)**する場合は、「**健康状態の告知**」が必要となり、その質問事項に該当する場合は増額できません。

●加入タイプの変更について

1. 加入タイプ「**緩和型**」の加入者が、健康状態が改善され「**標準型**」に加入できる場合には、「**緩和型**」を脱退し、「**標準型**」に加入しなおすことができます。

●共済金の請求について

1. 共済金支払事由が発生した時は、**30日以内**にUAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)までご報告ください。
2. 共済金の請求については、必要書類(生命共済所定の用紙等)をUAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)へご提出ください。

●脱退について

1. 中途脱退(配偶者・子ども加入分の一部脱退を含む)は毎月可能です。
毎月原則20日(土・日・祝日の場合は前業務日)までに脱退届をUAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)へご提出していただいた場合は、**その月の末日が脱退日**となります。
2. **掛金が3ヵ月連続して引落しができなかった場合は、最初の引落しができなかった月の前月末日付で失効となり自動脱退**となります。
3. 標準型・緩和型ともに、**組合員加入コースと配偶者加入コースは、3月1日更新時満70歳**に達した後の最初に到来する2月末日をもって**年齢満了(自動脱退)**となります。その際、「**年齢満了のお知らせ**」が、ご自宅に送付されます。**標準型**の加入者には「**生命移行共済**」のご案内も同封されます。(緩和型については「**生命移行共済**」はありません)。P8「**生命移行共済による保障の継続について**」をご参照ください。
子ども加入コースは、3月1日更新時満23歳に達した後の最初に到来する2月末日をもって**年齢満了(自動脱退)**となります。その際、事前に「**年齢満了のお知らせ**」がご自宅に送付されます。
4. 組合員でなくなる場合は、所属の労働組合の承認を得て「**UAゼンセン福祉共済会**」の会員になることによって**保障を継続**することができます。福祉共済会の会員になった後は、新規加入および共済金額の増額はできません。福祉共済会の**年会費1,800円**が必要となります。
5. 加入者が死亡または重度障がいになった時は、死亡日または重度障がいの症状固定日をもって脱退となります。組合員本人が死亡または重度障がいとなった時に、配偶者・子どもが加入していて、同加入分の継続を希望される場合は、組合員の所属労働組合の承認を得て**配偶者が「UAゼンセン福祉共済会」の会員**(年会費1,800円)になることによって**保障を継続**することができます。その際、あらかじめ申込書のご提出が必要となります。

●その他(本パンフレットの裏表紙もご参照ください)

1. **住所・加入者氏名・口座・組織等の変更がある場合は、「加入者内容変更通知書・口座変更通知書」**をUAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)へご提出ください。口座の変更は、**毎月原則20日(土・日・祝日の場合は前業務日)**までのUAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)受付で**翌月12日(休業日の場合は翌営業日)**の引落としから新口座となります。
2. **海外渡航(国外へ渡航し、その期間が3ヵ月以上にわたるもの)**される方は、渡航前に「**海外渡航届兼委任状**」をUAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)へご提出ください。
3. 毎年の決算で**剰余**がでた場合は、割り戻し金として**お戻し**します。P8「**割り戻し金について**」をご参照ください。

割り戻し金について

●割り戻し金と返戻について

割り戻し金とは、こくみん共済 coop の毎年の決算で剰余がでた場合に、契約者へお戻しするものです。割り戻し金は、全額をこくみん共済 coop への出資金としてこくみん共済 coop がお預かりし、原則、生命共済の脱退時に返戻します。

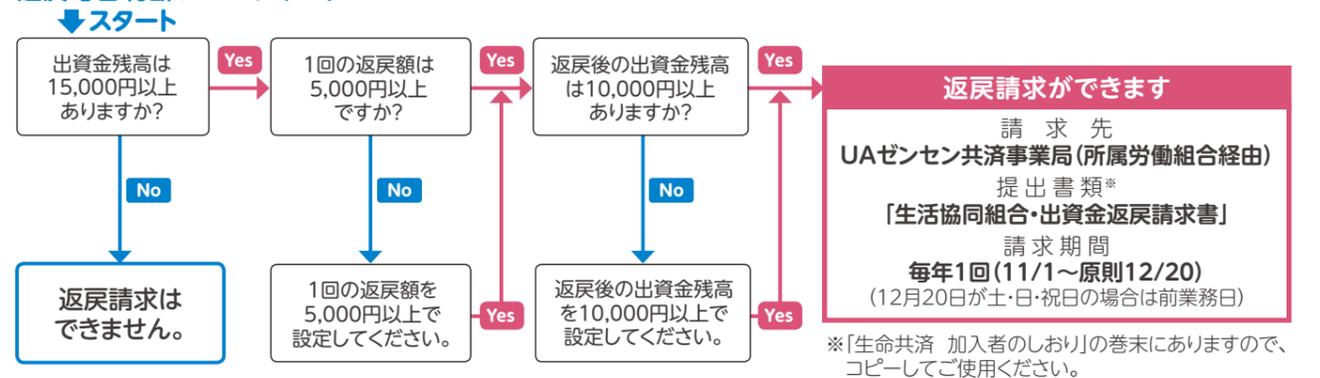
ただし、出資金残高が15,000円以上ある契約者については、毎年1回(11月1日～原則12月20日(12月20日が土・日・祝日の場合は前業務日))に減額請求手続きによる返戻が可能です。その際には「**生活協同組合・出資金返戻請求書**」をUAゼンセン共済事業局(所属労働組合経由)へご提出ください。

※生命共済を脱退後、こくみん共済 coop の他の共済制度に加入している場合、出資金の全額を返戻できない場合があります。

●出資金残高について

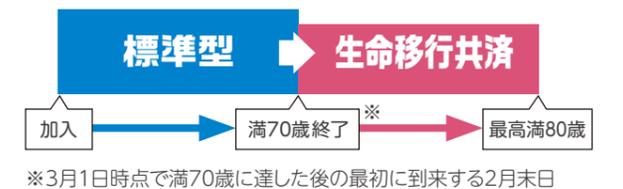
毎年10月下旬に「**割り戻し金割当通知書・共済掛金払込証明書** 在中」と記載された封筒にて、「**生命保険料控除対象共済掛金証明書(一般生命)**」とあわせて「**割り戻し金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書**」がご自宅に送付されます。「**割り戻し金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書**」に、今年度の割戻金額(こくみん共済 coop への振替出資金額)および前年度までの出資金額が記載されています。

返戻可否判断フローチャート



生命移行共済による保障の継続について(標準型のみ・緩和型は対象外)

標準型の満了後も保障が必要な方はさらに…「**生命移行共済**」に加入すれば**満80歳**までの保障継続が可能です!



●生命移行共済について

「**生命移行共済(正式名称：こくみん共済 coop 新離退職者団体生命共済)**」とは、標準型の組合員加入コースおよび配偶者加入コースの加入者が年齢満了後に引き続きご加入いただける保障制度です。

加入希望者は、**標準型の年齢満了による脱退日**(3月1日更新時満70歳に達した後に最初に到来する2月末日)の翌日**3月1日付**で、その健康状態にかかわらず**所定内の加入コース**(下表参照)に加入でき、**最高満80歳**まで保障を継続できます。

●ご案内について

標準型の組合員加入コースおよび配偶者加入コースの**年齢満了(2月末日)となる直前の11月**に、「**年齢満了のお知らせ**」とあわせて**移行手続きのご案内(生命移行共済加入申込書を含む。申込締切日：12月中旬)**がこくみん共済 coop から**ご自宅**に送付されます。

「生命移行共済」移行対象となる加入コースと月額掛金*

標準型 年齢満了時 加入コース	共済金額	標準型の年齢満了時加入コースの共済金額の50%以下(A-3、B-3は100%以下)	
		生命移行共済加入コース	月額掛金 71歳～80歳
A-10、B-10	1,000万円	L-5	500万円 17,850円
A-6、B-6	600万円	L-4	400万円 14,280円
A-3、B-3	300万円	L-3	300万円 10,710円
		L-2	200万円 7,140円
		L-1	100万円 3,570円

※表記の掛金額は2024年10月1日時点での予定掛金額となります。今後、基礎率等に変動があった場合、掛金および共済金額が変更となる可能性があります。保障は最高満80歳まで継続いただくことが可能ですが、共済金額等を制限させていただく場合がございます。

「**生命移行共済**」に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

こくみん共済 coop
(共済インフォメーションセンター)

0120-01-6031

受付時間 平日 9:00～17:00

●遺族年金額試算(例) → 不足額を生命共済で補いましょう!

本データは、一例としてUAゼンセン共済事業局にて計算基礎を仮設定し試算した額です。正確なデータは年金事務所・年金相談センターへご確認ください。

平均標準報酬月額	ご職業	遺族年金 概算月額						
		※2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月に前月、前々月分の2カ月分の受け取りとなります。						
		配偶者のみ	配偶者と子1人	配偶者と子2人	配偶者と子3人	子1人	子2人	子3人
20万円	自営	0円	約8.3万円	約10.2万円	約10.8万円	約6.5万円	約8.3万円	約9.0万円
	会社員	約2.1万円	約10.4万円	約12.3万円	約12.9万円	約8.5万円	約10.4万円	約11.0万円
30万円	自営	0円	約8.3万円	約10.2万円	約10.8万円	約6.5万円	約8.3万円	約9.0万円
	会社員	約3.1万円	約11.4万円	約13.3万円	約13.9万円	約9.6万円	約11.4万円	約12.1万円
40万円	自営	0円	約8.3万円	約10.2万円	約10.8万円	約6.5万円	約8.3万円	約9.0万円
	会社員	約4.1万円	約12.5万円	約14.3万円	約14.9万円	約10.6万円	約12.5万円	約13.1万円
50万円	自営	0円	約8.3万円	約10.2万円	約10.8万円	約6.5万円	約8.3万円	約9.0万円
	会社員	約5.1万円	約13.5万円	約15.4万円	約16.0万円	約11.6万円	約13.5万円	約14.1万円
60万円	自営	0円	約8.3万円	約10.2万円	約10.8万円	約6.5万円	約8.3万円	約9.0万円
	会社員	約6.2万円	約14.5万円	約16.4万円	約17.0万円	約12.6万円	約14.5万円	約15.1万円

※人数対象の子となるのは、原則18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子です。
※中高齢寡婦加算は加味していません。

●死亡共済金受け取り時の課税関係(例) → 死亡共済金受取人を指定する場合は注意しましょう!

死亡共済金は課税対象となります。死亡共済金にかかわる税金は下表のとおり契約者・加入者(被共済者)・受取人の関係によって異なります。また、課税金額および算出方法も異なります。正確な情報は所轄税務署へご確認ください。

契約者(掛金を負担する方)	加入者(被共済者・保障の対象となる方)	死亡共済金受取人	税金の種類
組合員	組合員	配偶者・子ども	相続税
組合員	配偶者・子ども	組合員	所得税(一時所得)
組合員	配偶者	子ども	贈与税

●課税対象額と各税額の速算表(例) → 納税額も加味して加入する共済金額を検討しましょう!

本資料はUAゼンセン共済事業局にて概要を取り纏めたものです。正確な情報は所轄税務署へご確認ください。

死亡共済金 課税対象額	
相続税	・相続税の課税対象額=各人の受取共済金額に対する 非課税金額①・②を越える額 ①相続人受取共済金額の合計額の内、 [500万円×法定相続人数] が非課税額 ②上記①以外の場合の受取人毎の非課税額は以下の計算式で算出 $(500万円 \times 法定相続人数) \times \frac{\text{その相続人の受取共済金額}}{\text{全ての相続人の受取共済金額の合計額 (相続放棄者の受取共済金額は除く)}}$ (参考) 他相続税対象分含めて 基礎控除 [3,000万円+(600万円×法定相続人数)] と 配偶者控除 が有
所得税(一時所得)	・一時所得の課税対象額=(受取共済金額-払込掛金の総額- 特別控除額 [50万円])×1/2 (参考) 特別控除額は、同年度に他一時所得対象分がある場合、他一時所得対象分も含めて最高50万円
贈与税	・贈与額の課税対象額=受取共済金額- 基礎控除額 [110万円] (参考) 基礎控除額は、同年度に他贈与税対象分がある場合、他贈与税対象分も含めて最高110万円

各税額の速算表								
相続税			所得税			贈与税(一般税率)*		
法定相続分に 応じた取得金額	税率	控除額	課税総所得金額	税率	控除額	基礎控除後の金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-	195万円以下	5%	-	200万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円	330万円以下	10%	9.75万円	300万円以下	15%	10万円
5,000万円以下	20%	200万円	695万円以下	20%	42.75万円	400万円以下	20%	25万円
1億円以下	30%	700万円	900万円以下	23%	63.6万円	600万円以下	30%	65万円
2億円以下	40%	1,700万円	1,800万円以下	33%	153.6万円	1,000万円以下	40%	125万円
3億円以下	45%	2,700万円	4,000万円以下	40%	279.6万円	1,500万円以下	45%	175万円
6億円以下	50%	4,200万円	4,000万円超	45%	479.6万円	3,000万円以下	50%	250万円
6億円超	55%	7,200万円	-	-	-	3,000万円超	55%	400万円

*18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合は特例税率

●「告知事項(質問表 生命共済 健康状態の告知について)」は必ずお読みいただき、正しくご記入ください。

新規加入または増額される加入者の申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行います。「告知事項(質問表 生命共済 健康状態の告知について)」をよくお読みのうえ、ありのまま正確にご回答ください。また、契約者以外の方が新規加入または増額される場合には、加入者(被共済者)の同意を得たうえで、ご回答ください。申込書の提出にあたっては、必ず申込日(告知日)をご記入ください。
(注)告知の内容が正しくないと、ご加入は取消されたり共済金をお受け取りいただけない場合もございます。

質問表 生命共済 健康状態の告知について

ご加入または増額される加入者(被共済者)は、**該当の有無を確認のうえ、加入申込書の告知事項欄に○印をつけてください。**

質問1

現在、病気*1やけがのため、入院・安静加療*2をしていますか?
または、入院・安静加療*2、手術*3、検査*4を要すると診断されていますか?

*1 [病気]には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産など)を含みます。
*2 [安静加療]とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治する軽微なインフルエンザによる安静加療は含みません。
*3 [手術]には、切開術のほか、骨折による手術、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。
*4 [検査]とは、医師の診察・健康診断・人間ドックなどを受けた結果、または自覚症状があり、診断確定のために再検査・精密検査・診察などを要している状態をいいます。ただし、再検査などを受けた結果、入院・安静加療・手術を要しなかった場合は含みません。

あり → **あり**

なし → **なし**

質問2

過去1年以内に、病気*1やけが(手足の骨折を除きます。)のため、連続して14日以上入院・安静加療をしたこと*5がありますか?
または、過去1年以内に手術*3を受けたことがありますか?

*1と*3は質問1を参照してください。
*5 [連続して14日以上入院・安静加療をしたこと]には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間安静加療後、10日入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合などを含みます。

あり → **あり**

なし → **なし**

質問3

過去1年以内に、下記の疾病により医師の治療*6を受けたこと、または、医師の治療*6を要すると診断されたことがありますか?ただし、現在、その疾病が完治している場合*7は該当しません。

*6 [医師の治療]とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。
*7 [完治している]とは、医師から「病気が治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。
[下記の疾病]とは、次に掲げるものをいいます。各々代表的な疾病のみを抜粋し掲載しております。ご不明な点などございましたらUAゼンセン共済事業局へお問い合わせください。

新生物	悪性新生物、上皮内新生物、良性新生物、ガン、腫瘍、悪性リンパ腫、肉腫、子宮筋腫、白血病 など	呼吸器の疾患	肺炎、肺結核、肺気腫、肺のう胞、慢性気管支炎、気管支拡張症 など
糖尿病		精神障がい	うつ病、アルコール依存症、統合失調症、認知症、双極性障害 など
心疾患	心臓病、狭心症、心筋梗塞、心房細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、 高血圧症(質問4参照) など	神経の疾患	髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィー、アルツハイマー病、てんかん、多発性硬化症、睡眠時無呼吸症候群 など
脳血管疾患	脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓症 など	血管および血液の疾患	動脈硬化症、動脈瘤、下肢静脈瘤、血栓症、貧血、紫斑病、血友病 など
胃、腸の疾患	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、膵炎、クローン病 など	眼の疾患	白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性 など
肝臓、膵臓の疾患	肝炎、肝硬変、肝機能障害、膵炎、脂肪肝 など	脊柱、骨、関節	サルコイドーシス、腰椎椎間板ヘルニア、強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群 など
腎臓の疾患	腎炎、腎不全、腎硬化症、多発性のう胞腎、ネフローゼ など		

子ども 申し訳しませんが、「標準型」にもご加入、増額いただけません。

組合員・配偶者の場合

質問3で該当する疾病が「(心疾患)高血圧症」のみの方

質問3で該当する疾病が「高血圧症」以外の方

質問4

「標準型」質問

「緩和型」質問

【標準型】 へご加入または増額いただけます。標準型の告知事項欄 **なし①** に○印をつけてください。

【標準型】 へご加入または増額いただけます。標準型の告知事項欄 **なし②** に○印をつけてください。

【緩和型】 へご加入または増額いただけます。緩和型の告知事項欄 **なし** に○印をつけてください。

*健康状態の告知事項欄は、いずれか1つのみに○をつけてください。

生命共済

医療共済

給付保障共済

傷害・賠償共済

重要事項説明書

申込書について

生命共済

医療共済

給付保障共済

傷害・賠償共済

重要事項説明書

申込書について

9

10

医療共済

特長
P13~18

加入資格
P19・20

保障額・掛金
P23~25

給付内容
P29~32

給付件数が増えています!



ご存知ですか!? こんなに役立っています、医療共済!!

ケガによる休業でも給付金が出て助かりました!!



男性
27歳

基本保障 5型 + 休業保障特約 5,000円	掛金 1,270円/月
----------------------------------	----------------

フットサル中
アキレス腱断裂

手術+入院1週間+自宅療養2週間	
●手術給付金	50,000円
●入院給付金	5,000円×7日=35,000円
●休業保障特約	5,000円×14日=70,000円
合計	155,000円

出産に対するリスクも手厚く保障され本当に助かりました。



女性組合員
32歳

基本保障 5型 + 休業保障特約 5,000円 + 女性医療特約	掛金 1,770円/月
---	----------------

切迫流産の
可能性あり
自宅療養中、
陣痛が始まり、
帝王切開で出産

自宅療養4週間+帝王切開手術+入院1週間	
●休業保障特約	5,000円×28日=140,000円
●手術給付金	50,000円
●入院給付金	10,000円×7日=70,000円
合計	260,000円

ガンにとっても手厚くて助かりました!!



男性
36歳

基本保障 5型 + 休業保障特約 5,000円 + ガン診断給付金 (上乗せ)特約	掛金 1,760円/月
---	----------------

直腸癌による
入院・手術
(内視鏡による)

手術+入院20日+自宅療養1ヶ月	
●ガン診断給付金(特約含む)	1,500,000円
●手術給付金	100,000円
●入院給付金	10,000円×20日=200,000円
●休業保障特約	5,000円×30日=150,000円
合計	1,950,000円

乳癌の再発でもとても手厚い保障があり助かりました。



女性組合員
52歳

基本保障 5型 + 休業保障特約 5,000円 + ガン診断給付金 上乗せ特約 + 女性医療特約	掛金 4,490円/月
--	----------------

1回目
乳癌による入院
・左乳房手術

2回目
一旦完治したが
3年後再発入院・
左乳房全摘手術

(1回目)手術+入院1ヶ月+自宅療養1ヶ月(2回目)手術+入院1ヶ月+自宅療養2ヶ月	
1回目 ●ガン診断給付金(特約含む)	2回目 ●ガン診断給付金(特約含む)
1,500,000円	1,500,000円
●手術給付金 100,000円	●手術給付金 100,000円
●入院給付金 15,000円×30日=450,000円	●入院給付金 15,000円×30日=450,000円
●形成治療給付金	●形成治療給付金
200,000円	200,000円
●休業保障特約 5,000円×30日=150,000円	●休業保障特約 5,000円×60日=300,000円
合計 2,400,000円	合計 2,550,000円
1.2回合計 4,950,000円	

高額な先進医療についても大変助かりました。



男性組合員
52歳

基本保障 5型 + 休業保障特約 5,000円 + ガン診断給付金 上乗せ特約	掛金 3,910円/月
---	----------------

1回目
肺癌により
入院・手術、
抗がん剤治療

2回目
肺癌再発により、
先進医療(重粒子
線治療)を行う。

(1回目)手術+入院1ヶ月+自宅療養2ヶ月 (2回目)先進医療(重粒子線治療)+入院1ヶ月+自宅療養1ヶ月	
1回目 ●ガン診断給付金(特約含む)	2回目 ●先進医療技術料
1,500,000円	3,200,000円
●手術給付金 100,000円	●先進医療一時金 100,000円
●入院給付金 10,000円×30日=300,000円	●入院給付金 10,000円×30日=300,000円
●休業保障特約 5,000円×60日=300,000円	●休業保障特約 5,000円×30日=150,000円
合計 2,200,000円	合計 3,750,000円
1.2回合計 5,950,000円	

長期の休業についても手厚い保障本当に助かりました。



女性組合員
58歳

基本保障 5型 + 休業保障特約 5,000円 + 女性医療特約	掛金 3,490円/月
---	----------------

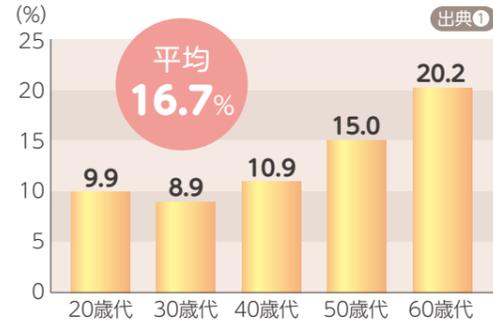
転倒による腰椎
複雑骨折で手術
入院、介護職の
ため長期に復職
できず自宅療養
しリハビリを行う。

(1回目)手術+入院1ヶ月+自宅療養3ヶ月(2回目)抜釘手術+入院5日間	
1回目 ●手術給付金 50,000円	2回目 ●手術給付金 50,000円
●入院給付金 5,000円×30日=150,000円	●入院給付金 5,000円×5日=25,000円
●休業保障特約 5,000円×90日=450,000円	
合計 650,000円	合計 75,000円
1.2回合計 725,000円	

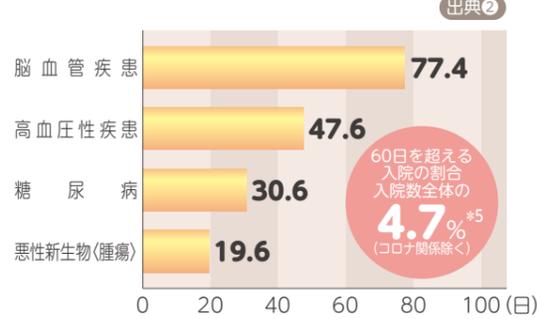
医療の「現状」と 医療共済の「特長」

入院に関する現状

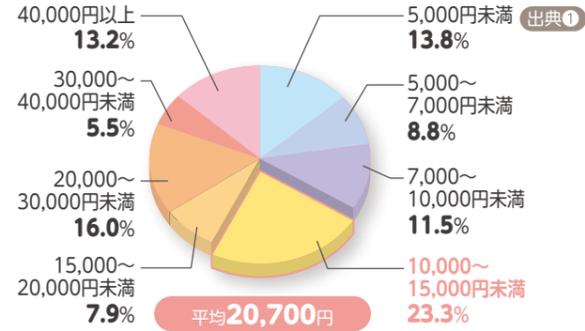
●過去5年間に入院した経験がある人の割合



●成人病の平均在院日数^{*4}



●直近の入院時の自己負担費用「1日あたりの自己負担費用」^{*1*2*3}



●日本人に多い病気(患者数) (平成29年10月)^{*6}

※青色太文字の傷病はUAゼンセン医療共済の成人病の対象

順位	主な傷病	男女総数 (千人)	順位	主な傷病	男女総数 (千人)
1	高血圧性疾患	9,937	6	悪性新生物(腫瘍)	1,782
2	歯肉炎及び歯周疾患	3,983	7	心疾患 (高血圧性のものを除く)	1,732
3	糖尿病	3,289	8	気分[感情]障害 (躁うつ病を含む)	1,276
4	脂質異常症(高脂血症)	2,205	9	喘息	1,117
5	う 蝕	1,907	10	脳血管疾患	1,115
				胃の悪性新生物(腫瘍)	196
				結腸及び直腸の悪性新生物(腫瘍)	288
				肝及び胆膵管の悪性新生物(腫瘍)	56
				気管、気管支及び肺の悪性新生物(腫瘍)	169
				乳房の悪性新生物(腫瘍)	232

休業に関する現状

●医療共済加入者の休業保障給付実績 (コロナ関係除く)^{*5}



●医療共済加入者の1件当たりの入院保障日数と休業保障日数の推移(コロナ関係除く)^{*5}



入院に関する現状を解消できる医療共済の特長

1回の入院で **初日から365日** まで保障。
入院の通算限度日数はありません。

ガンを含む成人病 は、入院も手術も放射線治療も **給付が2倍^{*7}**
 成人病とは、ガン(上皮内ガン含む)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患を言います。

入院
 万全



休業に関する現状を解消できる医療共済の特長

休業保障特約を付帯すると、5日以上継続した **自宅療養^{*8}も保障** (組合員本人のみ)
 休業保障特約はUAゼンセン共済が **自家運営する保障** です。
 入院日数が短期化するなか、自宅療養を保障する休業保障による備えがますます重要です。

プラス 休業保障
 特約

休業
 万全

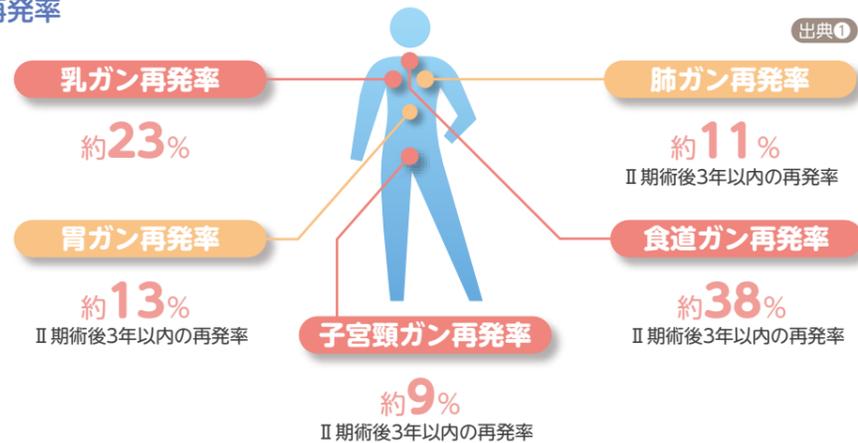


*1 過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))。
 *2 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
 *3 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含む。
 *4 調査対象期間中(9月1日~30日)に退院した患者の在院日数の平均である。
 *5 UAゼンセン共済事務局調べによる。
 *6 総患者数は、調査日現在において、継続的に医療を受けている者(調査日には医療施設で受療していない者を含む)を推計したもの。
 *7 重大手術を除きます。
 *8 自宅療養は医師の指示によるものを対象とします。(1回の休業で、入院と合算して365日まで保障)



医療の「現状」と医療共済の「特長」

●ガンの再発率



●ガンの先進医療にかかる技術料の例*1*2 注)技術料は1件あたりの費用

出典②

陽子線治療 約266万円

重粒子線治療 約314万円

令和5年度(令和4年7月1日~令和5年6月30日)実績報告より試算

●患者申出療養の対象となりうる未承認の抗ガン剤*3*4の例

出典③

一般名	国内企業	がん種	日本厚生労働省承認	米国FDA承認	欧州EMA承認	1カ月当たりの薬剤費(円)
シタラビン: タウノルピシン	日本新薬	小児	未承認薬	承認済み	未承認	7,063,200
イピリムマブ	プリストル マイヤーズスクイブ	肝	適応外薬	承認済み	未承認	2,797,187
カボザンチニブ	—	甲状腺	未承認薬	承認済み	承認済み	2,275,472

ガンに関する現状

ガンに関する現状を解消できる医療共済の特長

★ **ガンと診断されたとき** **再発・転移しても何回でもガン診断給付金*5**をお支払いします。
ガン治療において、患者申出療養制度の適用を受けたとき、**ガン患者申出療養保障給付金**をお支払いします。
(保障期間を通じて2,000万円限度)

★ **ガン診断給付金(上乗せ)特約を付帯すると、** **ガン診断給付金にさらに100万円の上乗せ給付*5**

★ **先進医療の技術料(全額自己負担)を保障(1回につき2,000万円限度)**
高額となる重粒子線治療・陽子線治療については、一定の条件のもとで、
実施した医療機関に損害保険会社から

粒子線治療にかかる技術料を直接支払うことが可能

※詳細についてはP30をご覧ください。

直接払い
サービスで
立替不要

ガン
万全

★ **ガンになった方**も **加入できます**。
(ガン保障のみ保障対象外となります)



その他の医療 共済の特長

★ **スケールメリットを活かした 割安な掛金**
損害保険会社部分は **48%の割引*6**

※掛金は自家部分が含まれるため、医療保険控除証明書は発行されません。

★ **89歳まで**更新できます。*7

★ **退職・転職時**も福祉共済会に加入することで
共済を続けることができます。
(組合が認めた場合)*8

その他
万全



*1 先進医療にかかる技術料は、その種類や実施している医療機関により異なります。
*2 先進医療の種類および実施医療機関名については厚生労働省のホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/index.html>)
をご参照ください。

*3 未承認薬については、米国の平均卸売価格を用いて(1ドル=100円)算出
*4 適応外薬については、国内薬価(円)で算出
*5 ガン診断給付金、ガン診断給付金(上乗せ)特約の給付は保障期間を通じて1回
に限り、また給付事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を

超える場合にお支払いします。(詳細はP29をご覧ください。)
なお、ガン診断給付金(上乗せ)特約は、この契約が更新されてきた最初の契約
(初年度契約)保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の
午前0時より前にガンと診断されていた場合は給付金をお支払いできません。

*6 団体割引30%、損害率による割引25%
*7 80歳以上は加入タイプ(保障内容)が変更になります。
*8 年間1,800円が必要となります。

【出典①】新日本保険新聞社「2016年版 こんなにかかる医療費」、「2020年12月版 こんなにかかる医療費」 【出典②】厚生労働省 第127回先進医療会議資料
【出典③】国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外となる医薬品・適応のリスト(2023年11月30日改訂版)」より引用



女性医療に関する「現状」と医療共済の「特長」

●性・年齢階級別にみた受療率(人口10万対)(令和2年10月) 出典①

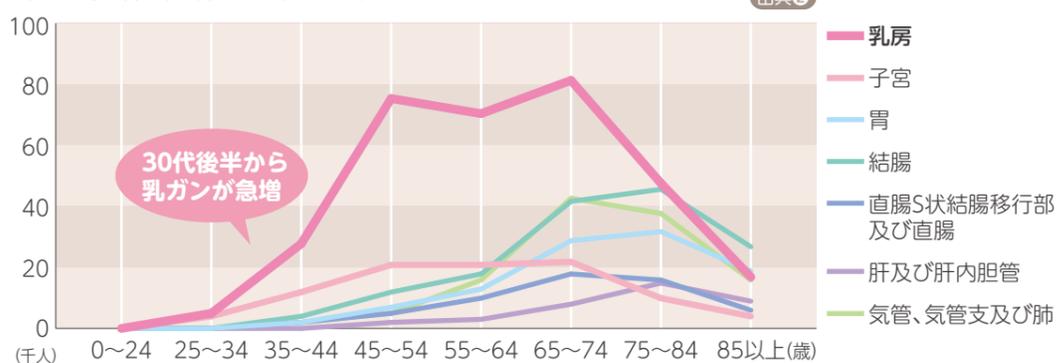


●女性に多い傷病(給付件数)*1(2019年3月~2024年2月末累計)

順位	傷病名	給付件数
1	大腸ポリープ	803
2	乳ガン	497
3	白内障	474
4	帝王切開	401
5	流産	325
6	子宮筋腫	283
7	切迫早産	206

●ピンク色太文字は女性特約対象の傷病

●女性の年齢階級別 ガン総患者数*2



女性医療に関する現状

*1 UAゼンセン 共済事業局調べによる
 *2 総患者数は、調査日現在において、継続的に医療を受けている者(調査日には医療施設で受療していない者を含む)を推計したものの。

[出典①]厚生労働省「令和2年 患者調査」
 [出典②]厚生労働省「平成29年 患者調査」

女性医療に関する現状を解消できる医療共済の特長

対象の病気で入院した場合、**入院給付金が2倍**
 女性医療特約は、「基本保障」5型、3型、C-5型、C-3型
 (SV-5型、SV-3型)にのみ付帯できます。^{*3}



女性特有の病気だけでなく**ガン、5大成人病**等、
 過去の女性の全請求件数のうち約70%が対象!
※下記「女性医療特約」対象となる主な病気をご参照ください。



乳房切除や**癬痕の形成術**、**外反母趾の手術**など
 女性特有の体外部の外科手術で給付金をお支払いします。
※保障開始日以前に発症していた癬痕や外反母趾の手術は対象となりません。



妊娠中でも**加入**できます。

妊娠中の**女性特有の病気も保障の対象**となります。

女性
万全



異常分娩時の**帝王切開手術**も保障
※自由診療の場合は不可。

★2022年4月以降、不妊治療も手術・先進医療給付金の対象となっています。ただし、不妊治療が健康保険適用となっていることが条件です。

「女性医療特約」対象となる主な病気 → 詳細はP32参照

- 女性特有の病気**
 卵巣ガン・子宮頸ガン・子宮体ガン
 子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣機能障害・子宮脱
 妊娠高血圧症候群・子宮外妊娠・乳腺症・切迫流産
 骨盤位・卵管炎・卵巣嚢腫・骨盤腹膜炎
- 女性特有のガンはもちろんすべてのガン**
 乳ガン・肝臓ガン・甲状腺ガン
 胃ガン・肺ガン・膵臓ガン
 大腸ガン・食道ガン・悪性骨肉腫
 喉頭ガン・腎臓ガン・白血病
- 女性にも多い病気**
 鉄欠乏性貧血・大動脈弓症候群(高安病)・低血圧症
 アレルギー性紫斑病・バセドウ病
 橋本病・クッシング症候群・胆石症・胆のう炎
 リウマチ性多発筋痛・腹圧性尿失禁・尿管結石
 ネフローゼ症候群・糸球体腎炎・腎盂腎炎
- UAゼンセン医療共済でいう5大成人病(ガン以外の病気)**
 糖尿病
 高血圧症
 心筋梗塞・狭心症
 脳梗塞・くも膜下出血・脳内出血・脳卒中

●医療共済の過去の給付実績からみると、「女性医療特約」を付帯すれば、約60%~70%の疾病が対象となります。

*3 SV-5型、SV-3型は新規付帯はできません(更新のみ)。

生命共済

医療共済

給与保障共済

傷害・賠償共済

重要事項説明書

申込書について

生命共済

医療共済

給与保障共済

傷害・賠償共済

重要事項説明書

申込書について

告知がゆるやかになり加入しやすくなっています!!

加入資格と健康状態の告知 医療共済(基本保障・休業保障特約・子ども特約・女性医療特約)

1.加入資格

新規加入・タイプアップ

- 加入日(保障開始日)現在満69歳以下の、組合員本人およびその家族*1で、健康な方。
- 休業保障特約は、加入日(保障開始日)現在満64歳以下の組合員本人で、健康な方。

*1 家族の範囲は、「組合員本人と同居または生計を同一にする配偶者*2・子ども・両親・兄弟姉妹」ならびに「組合員本人と同居しているその他二親等以内の親族(祖父・孫等)」とします。
*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たす場合に限り。婚姻とは異なります。)
①婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)を有すること ②同居により夫婦同様の生活を送っていること

既にご加入いただいている方

- 加入者は、3月1日現在満89歳に達した後に到来する保障期間の終期(翌年3月1日午後4時)まで更新加入できます。
- 休業保障特約*3は、3月1日現在満64歳に達した後に最初に到来する2月末日まで更新加入できます。
- *3 保障期間中であっても就業されなくなった時は、脱退となります。

新規加入・タイプアップ、既にご加入いただいている方 共通

- 加入者1人につき1口のみ加入となります。
- 組合員本人が加入しなければ、原則家族の加入はできません。(ただし、組合員が加入できない健康状態の場合には、家族のみの加入も認めます。この場合でも、組合員本人の健康状態の告知も必要です。)
- 子ども特約の加入者は、22歳以下の未就労の未婚者とします。

2.健康状態の告知

(新規加入・現在より高い給付タイプへの変更・条件付加入を削除する場合に必要です)

- 加入お申し込みの際に、健康状態の告知をしていただきます。女性医療特約・休業保障特約のみを追加する場合には質問1・2のみご確認ください。



告知に際してはP40「告知の大切さに関するご注意」を必ずお読みください。

質問1 ●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか※。

※手術をすすめられているケースに該当しご加入できません。
①1人目を帝王切開で出産し、2人目を妊娠後に加入する方 ②ペースメーカーを付けている方
③骨折で固定具を装着している方 ④不妊治療が決まっている方

質問2 ●【告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

質問3 ●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)・CT検査・MRI検査・PET検査・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)・腹部超音波検査・その他のがん検診

②医師の診察の結果、下記別表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

別表(告知対象の病気や所見・症状)

病気や所見	告知対象
ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘍*1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポージス)*2、病理検査や細胞診での異常
消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状*3	しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
*2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
*3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

<過去に「ガン」または「上皮内ガン」*4に罹患された方>

質問4 ●過去に罹患されたガンの診断日を教えてください。

*4 悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成をいいます。

注意

- 加入申込書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。
- 保障開始日より前に被っているケガまたは病気・症状は病気・原因として、保障開始日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいた場合であっても、給付金のお支払対象とならないことがあります。ただし、保障開始日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については給付金のお支払対象となります。ガン診断給付金、ガン患者申出療養保障給付金は、初年度契約の保障開始日前にガンと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、給付金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた掛金を返還できないことがあります)。
- 掛金が引落しされても、告知事項の内容により、加入をお断りすることがあります。

3.平均月収の告知

休業保障特約加入には平均月収(年間所得/12か月)の告知が必要です。この数字が休業保障特約加入の条件を下回る場合は、給付金の減額や悪質な場合は加入取消しとなる場合があります。

加入資格と健康状態の告知 医療共済(ガン診断給付金(上乘せ)特約)

1.特約加入の対象

新規加入

- 加入日(保障開始日)現在満69歳以下の、組合員本人およびその家族*1で、健康な方。かつ、医療共済の基本保障もしくは子ども特約に加入している方。
- *1 家族の範囲は、「組合員本人と同居または生計を同一にする配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹」ならびに「組合員本人と同居しているその他二親等以内の親族(祖父・孫等)」とします。

既にご加入いただいている方

- 基本保障もしくは子ども特約の保障期間の終期まで更新加入できます。

2.(ガン診断給付金(上乘せ)特約専用)健康状態の告知

●加入お申し込みの際に、健康状態の告知をしていただきます。なお過去一度でもガンになった方は加入できません。

告知に際してはP40「告知の大切さに関するご注意」を必ずお読みください。

質問1 ●今までに「ガン」または「上皮内ガン」と医師に診断されたことはありますか。*2

*2 「ガン」または「上皮内ガン」に含めて告知いただきたい病気の例

ガン	告知対象
悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫	上皮内ガン
	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

質問2 ●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)・CT検査・MRI検査・PET検査・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)・腹部超音波検査・その他のがん検診

②医師の診察の結果、下記別表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

別表(告知対象の病気や所見・症状)

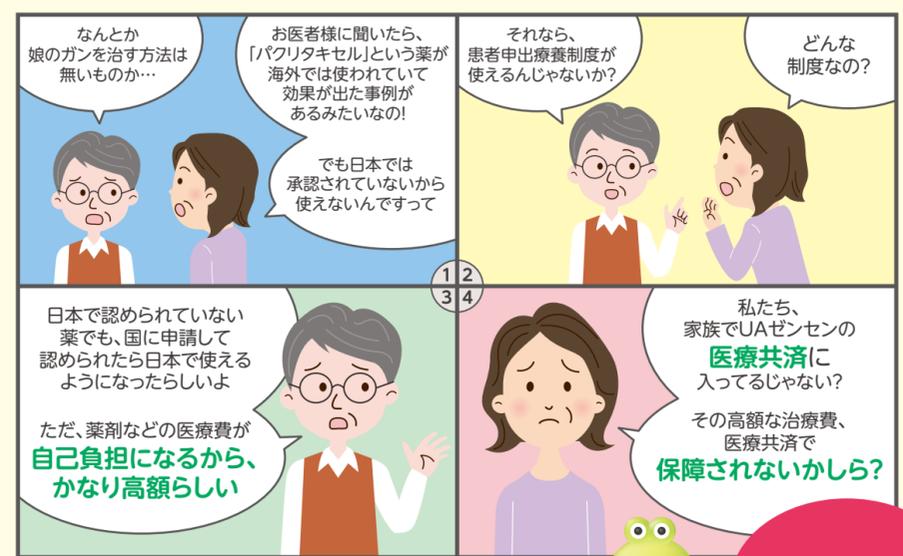
病気や所見	告知対象
ポリープ・しゅよう等	しゅよう*3、結節*3、腫瘍*3(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポージス)*4、病理検査や細胞診での異常
消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状*5	しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

*3 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
*4 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
*5 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

注意

- ガン診断給付金(上乘せ)特約については、新規ご加入時の加入期間の初日からその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにガンと診断確定された場合は、給付金はお支払いできません。また、ガン診断給付金(上乘せ)特約の加入日前にガンと診断確定されていた場合は、申込者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、共済契約は無効となり、給付金をお支払いできません(この場合払い込みいただいた掛金を返還できないことがあります)。

ガン患者申出療養保障給付金のポイント



医療共済で保障されます!

患者申出療養制度とは

- 国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして、患者申出療養を創設(平成28年4月~)
- 保険外併用療養の適用に当たっては、保険収載に向けた技術として、国において安全性・有効性を確認することとされている。

●臨床研究中核病院または患者申出療養の窓口機能を有する特定機能病院に対して申出にかかわる相談を実施。



患者申出療養の実施

- 申出を受けた臨床研究中核病院または特定機能病院に加え、患者に身近な医療機関において患者申出療養を開始
- 対象となった医療及び当該医療を受けられる医療機関は国がホームページ等で公開

※すでに患者申出療養として前例がある医療を他の医療機関が実施する場合には臨床研究中核病院において原則2週間以内に実施体制等を評価。

承認例	技術名	対象疾患	臨床研究中核病院	予定症例数	申出受理日	承認日
	パクリタキセル腹腔内・静脈内投与とS-1内服の併用療法	腹膜播種または進行性胃ガン	東京大学医学部附属病院	121例	H28.9.7	H28.10.14(37日)

生命共済

医療共済

給付保障共済

傷害・賠償共済

重要事項説明書

申込書について

生命共済

医療共済

給付保障共済

傷害・賠償共済

重要事項説明書

申込書について

組合員に**寄り添い、あたたかい医療共済**へ

健康状態の告知で**加入を諦めていた方...**

糖尿病で加入できない...



高血圧で条件付きでしか加入できない...



子宮筋腫で条件付きでしか加入できない...



新しい医療共済なら告知が
ゆるやかになり
加入できるようになりました!



生命共済
医療共済
給付保障共済
傷害賠償共済
重要事項説明書
申込書について

おすすめするタイプと給付金事例

具体的なおすすめパターン

- 女性の組合員の方にはもちろん「女性医療特約」をおすすめします!
- 働き盛りの若い組合員の方でも大きな入院保障加入が可能です。
- 割安な掛金で若い女性の組合員の方でも安心です。
- 大黒柱のご主人様には大きな保障をおすすめします!

基本保障(入院日額)の決め方(考え方)

5,000円
(5型) おすすめ

● 入院1日あたりの費用から考えると5,000円程度が標準です。

7,500円 (7.5型) | **10,000円** (10型)

● 入院の際、差額ベッドなど個室や少人数の部屋を希望する方はこちらで。
※女性特約は付帯できません。

3,000円
(3型)

● 35歳以下の若年層の方は、病気リスクや平均入院日数が少ないことから、3,000円程度でよろしいかと思えます。

特約の決め方

ガン診断給付金(上乗せ)特約
組合員・ご家族全員におすすめです。

女性医療特約
女性組合員・女性のご家族全員におすすめです。

休業保障特約
組合員全員におすすめです。

女性組合員 40歳 月収15万円	男性組合員 36歳 月収20万円	女性組合員 22歳	男性配偶者 45歳	女性パート 40歳 月収6万円
基本保障 5型 1,600円	基本保障 10型 2,400円	基本保障 3型 600円	基本保障 10型 3,200円	基本保障 5型 1,600円
+	+	+	+	+
ガン診断給付金(上乗せ)特約 500円	ガン診断給付金(上乗せ)特約 300円	ガン診断給付金(上乗せ)特約 200円	ガン診断給付金(上乗せ)特約 500円	ガン診断給付金(上乗せ)特約 500円
+	+	+	+	+
女性医療特約 330円	女性医療特約	女性医療特約 140円	女性医療特約	女性医療特約 330円
+	+	+	+	+
休業保障特約(5千円コース) 340円	休業保障特約(5千円コース) 260円	休業保障特約(3千円コース) 160円	休業保障特約	休業保障特約(2千円コース) 140円
掛金月額合計 2,770円	掛金月額合計 2,960円	掛金月額合計 1,100円	掛金月額合計 3,700円	掛金月額合計 2,570円

短時間で働く女性へおすすめ!!

給付事例

病気になったら...
● 乳がんにより20日入院し、乳房切除術*を行う。退院後通院による放射線治療をし、1か月の自宅療養を経て職場復帰。
*皮膚を切開し、病変部を切除する手術(生検を除きます。)

入院 20日間 | 自宅療養 1か月

給付金お支払額

- 入院給付金 **15,000円**×20日=**30万円**
- 手術給付金 **10万円**+**20万円**=**30万円**
- 放射線治療給付金 **10万円**
- 休業保障特約 **2,000円**×**30日**=**6万円**
- ガン診断給付金 **50万円**
- ガン診断給付金(上乗せ)特約 **100万円**

給付金お支払額

合計 **226万円**

健保を使った場合の入院時の自己負担額平均**2.3万円**とすると

226万円-**2.3万円**×**20日**=

約**180万円**が手元に残る!!

でも 自宅療養・通院中は、こんなに費用がかかります!

- 乳房再建術 約**50万~100万円**
- 病院までの交通費 約**3万円**
- ウィッグ 約**10万~30万円**
- 再発予防ホルモン療法(5年間) 約**44万円**等

給付金を有効に活用しましょう!!

給付内容について

医療共済(基本保障・こども特約)

1.入院給付金

- (1) 加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要とし、かつ、保障期間中にその病気またはケガの治療を直接の目的として入院したときに入院給付金日額×入院期間(1回の入院)*1について、365日が支払限度日数となります。をお支払いします。ただし、保障期間中に病気またはケガを被り入院を開始することが必要です。*2
- (2) 成人病の場合は、その他の病気やケガの場合の入院給付金日額の倍額をお支払いします。ただし、保障期間中に成人病を被り入院を開始することが必要です。*2

*1「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
 ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

*2 この共済契約が更新加入である場合、初年度加入の保障期間の開始時以降に病気またはケガを被った場合を含みます。

*3 上記における初年度加入、更新加入等については、各保障の対象者ごとに判断するものとします。

*4 病気による入院中に新たな病気やケガを被った場合、またケガによる入院中に新たなケガを被った場合、それぞれの重複する期間については、重複しては入院給付金をお支払いできません。

(3) 成人病の範囲は、悪性新生物(がん)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患とし、保障対象となる「悪性新生物(がん)」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、成人病の保障対象となりません。
 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を保障対象に含みます。

(4) 加入期間中における入院給付金の入院日数の通算限度はありません。

2.死亡・高度障害給付金

- (1) 死亡または高度障害状態になったときに、一時金をお支払いします。高度障害状態とは、以下の通りです。(障害等級第1級に該当)
 ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 ②言語またはしゃく機能を全く永久に失ったもの
 ③中枢神経系、精神または胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 ④両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 ⑤両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 ⑥1上肢を手関節以上失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 ⑦1上肢を手関節以上の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの
- *3 死亡・高度障害給付金が支払われた場合、脱退となります。

3.手術給付金

- (1) 加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その治療を直接の目的として、下記①～③の全ての条件を満たす手術*3を受けたとき、下記*4手術給付金表の金額をお支払いします。ただし、保障期間中に病気やケガ(成人病の場合は、成人病)を被り手術を受けることを要します。

*3(手術の条件)

①この共済の保障期間中に行われた手術であること。
 (ただし、更新契約が締結されなかった場合においては、この共済契約が終了した後、かつ入院給付金の支払い対象となる入院期間中に行われた手術を含みます。)

②公的医療保険制度における医師診察報酬点数表により手術料の算定対象と列挙されている手術を受けた場合。ただし、次の手術を除きます。
 ア.傷の処置(創傷処理、デブリドマン)
 イ.切開術(皮膚、鼓膜)
 ウ.骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術工.抜歯(骨の開削等を行った場合も含む)
 オ.異物除去(外耳、鼻腔内)
 カ.鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜炎)
 キ.魚の目、タコ手術(鶏眼、肝臓切除術)
 (主な対象外手術)

生検、創傷処理、デブリドマン、皮膚切開術、骨・関節の非観血整復術、抜歯手術、インプラント、歯根嚢胞摘出術、外耳内異物除去術、鼻腔粘膜焼灼術、魚の目・タコ手術、レーザーによる近視・乱視の矯正術)、ドレナージ、輸血等

③病院等における手術である。

*4(手術給付金表)

重大手術*5	入院中	入院給付金日額の40倍
上記以外	入院中	入院給付金日額の10倍
	入院中以外	入院給付金日額の 5倍

*4 ガンを含む5つの成人病の場合には、パンフレット記載の金額をお支払い

します。ただし、保障期間中に成人病を被り手術を受けることが必要です。
 *5(重大手術)とは次の手術をいいます(ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます)。

ガンに対する「開頭・開胸・開腹手術、四肢切断術」
脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する、心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術(ただし、臓器の移植に関する法律に沿った場合に限るものとし、臓器提供者に対する摘出術は対象外)

(2) 時期を同じくして*6 2種類以上の手術を受けた場合には、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。また手術によっては、回数の制限がある場合があります。
 *6「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

4.放射線治療給付金

(1) 加入者(保障の対象者)が病気またはケガ(成人病の場合は、成人病)を被り、その治療を直接の目的として、保障期間中に公的医療保険制度に基づく医師診察報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を受けたとき、入院給付金日額の10倍をお支払いします。ただし、保障期間中に病気またはケガ(成人病の場合は、成人病)を被り放射線治療を受けることが必要です。この共済契約が更新加入である場合、初年度加入の保障期間の開始時以降に病気またはケガを被った場合を含みます。

*5 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

5.ガン診断給付金

(1) 保障期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合に、ガン診断給付金をお支払いします。

- ①初めてガンと診断確定された場合
- ②更新の場合において、この契約が更新されてきた最初の契約(初年度契約)から更新前契約までの連続した更新契約のいずれかの保障期間中に既に診断確定されたガン(原発ガン)を治療したことにより、ガンが認められない状態となり、その後初めてガンが再発または転移したと診断確定されたとき
- ③原発ガンとは関係なく、ガンが新たに生じたと診断確定された場合

(2) ただし、ガン診断給付金のお支払いは保障期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、ガン診断給付金をお支払いできません。

*6 保障対象となる「ガン」とは、以下のものをいいます。ガンの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。この共済で保障対象となる「ガン」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、ガン診断給付金の保障対象となりません。
 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を保障対象に含みます。

6.ガン患者申出療養保障給付金

(1) ガンと診断確定され、その治療のため、保障期間中に患者申出療養*7を受けられた場合、患者申出療養にかかわる技術料*8について給付金をお支払いします。ただし、保障期間を通じて、ガン患者申出療養保障給付金額を限度とします。

*7「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、主務官庁・厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに主務官庁・厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については主務官庁・厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養*9を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は患者申出療養とはみなされません(保障期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。)

*8 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。
 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 ii. 評価療養のための費用
 iii. 選定療養のための費用
 iv. 食事療養のための費用
 v. 生活療養のための費用

*9 次のいずれかに該当するものをいいます。
 i. 診察
 ii. 薬剤または治療材料の支給
 iii. 処置、手術その他の治療

*7 ガン診断給付金、ガン患者申出療養保障給付金は、初年度契約の保険始期前にガンと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、給付金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた掛金を返還できないことがあります。)

7.先進医療給付金

(1) 病気やケガによって保障期間中に先進医療*10を受けられた場合(加入者が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に給付金支払事由に該当したものとみなします。)、先進医療にかかわる技術料*11について給付金をお支払いします。ただし、1回につき2,000万円を限度とします。

*10「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養*12を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保障期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)

*11 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。
 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 ii. 先進医療以外の評価療養のための費用
 iii. 選定療養のための費用
 iv. 食事療養のための費用
 v. 生活療養のための費用

*12 次のいずれかに該当するものをいいます。
 i. 診察
 ii. 薬剤または治療材料の支給
 iii. 処置、手術その他の治療

*8 400万円までの重粒子線・陽子線治療の先進医療費用について、引き受け保険会社から医療機関へ直接給付金をお支払いできる場合があります。

給付金をお支払いしない主な場合(ガン診断給付金、ガン患者申出療養保障給付金を除く)

- ① 申込者または加入者(保障の対象者)、給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気またはケガ。
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気またはケガ。(加入後1年を超えた自殺は死亡給付金を支払う)
- ③ 麻薬、アヘン、覚醒剤、危険ドラッグ等の使用による病気またはケガ。
- ④ 戦争、暴動等による病気またはケガ。
- ⑤ 自動車または原付自転車の無資格運転、酒気帯び運転中に生じた病気またはケガ。
- ⑥ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
- ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波による病気またはケガ。
- ⑧ 精神障害を原因とする事故によるケガ。
- ⑨ 精神病、アルコール依存、薬物依存等の精神障害。(ただし、アルコール依存および薬物依存を除く精神障害については、

直接サービスの詳細・利用条件は下記をご覧ください。
【直接サービスの利用条件】*9 変更・中止となる場合があります。

- ① 先進医療を開始する時点で契約が有効であり、先進医療給付金の支払事由に該当すること。
- ② 給付金支払いのための事実確認が不要であると引受保険会社が判断できること。
- ③ 第1回照射日までに、直接サービスの利用について引受保険会社が了解していること。
- ④ 指定代理請求人からの請求でないこと。
- ⑤ 責任開始日から1年以上経過した契約であること。

【サービス実施が可能な医療機関】
 厚生労働省のホームページに記載の粒子線治療*13を実施している医療機関に限ります。ただし、本サービスは医療機関とは個別にサービス実施に関する提携を行っておりますので、粒子線治療施設を設立直後の医療機関については、提携が未済の場合があります。その場合、本サービスの提供はできません。

*13 粒子線治療とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
 *10 告知義務違反、契約無効の可能性があるケースや給付金受取人または給付金請求者の本人確認を要するケースでは、事実確認(調査)等を行う必要があるため、給付金支払いまでに時間を要する場合があります。したがって、これらに該当しないことをサービス利用の条件としています。

(2) 先進医療一時金として、上記給付金が支払われる先進医療を受けられた場合に、10万円を一時金としてお支払いします。ただし、保障期間を通じて1回に限ります。

- ⑩ 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による病気またはケガ。
- ⑪ 初年度加入の保障開始日以前に被った病気や発生した事故によるケガ。(初年度契約の保障開始時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保障開始日から1年を経過した後に給付金支払事由に該当したときは、給付金のお支払いの対象となります。)
- ⑫ 給付事由が発生してから3年以上経過したとき。
- ⑬ 告知事項に事実と相違があったとき。 等
- *④⑦⑩に該当する場合であっても、その事故や災害の程度に応じて、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

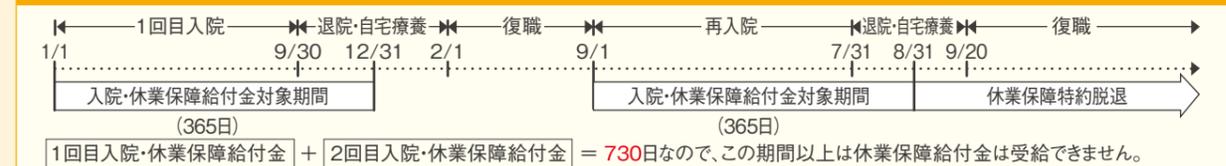
医療共済(休業保障)

休業保障

- (1) 1給付事由につき医師の治療を受け、かつ医師の指示により業務に全く従事できず、5日以上継続して自宅療養をした場合に、5日目からお支払いします。ただし、4日以上継続入院後の自宅療養については、1日目からお支払いします。
- (2) 入院給付金と重複してのお支払いはしません。
- (3) 1給付事由につき入院日数を含めて365日を限度とします。なお、1給付事由とは、前回の休業終了もしくは退院後、その日を含め6か月を経過した日までに再度休業もしくは入院した場合で、その再休業もしくは再入院

が、前の休業もしくは入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再休業(もしくは再入院)と前の休業(もしくは入院)を合わせた休業および入院をいいます。
 (4) 給付金の受給中、別の新たな疾病により自宅療養等をする場合、重複してのお支払いはしません。
 (5) 入院給付金の入院日数と休業保障給付金の休業日数を通算して730日が加入期間中の限度となります。(通算限度日数を超過した場合には、休業保障特約は脱退となります。)

休業保障特約の730日通算限度日数の考え方具体例



給付金をお支払いしない主な場合

- ① ご契約者、申込者または加入者(保障の対象者)、給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気またはケガ。
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気またはケガ。
- ③ 麻薬、アヘン、覚醒剤等の使用による病気またはケガ。
- ④ 戦争、暴動等による病気またはケガ。
- ⑤ 自動車または原付自転車の無資格運転、酒気帯び運転中に生じた事故によるケガ。
- ⑥ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
- ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ。
- ⑧ 精神障害を原因とする事故によるケガ。
- ⑨ 精神病、アルコール依存、薬物依存等の精神障害。精神障害の範囲は平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められ

た分類項目中の分類番号F00からF99の規定によります。
 ⑩ 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による病気またはケガ。
 ⑪ 初年度加入の保障開始日以前に被った病気や発生した事故によるケガ。(初年度契約の保障開始時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保障開始日から1年を経過した後に給付金支払事由に該当したときは、給付金のお支払いの対象となります。)

⑫ 給付事由が発生してから3年以上経過したとき。
 ⑬ 告知事項に事実と相違があったとき。 等
 *④⑦⑩に該当する場合であっても、その事故や災害の程度に応じて、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

給付内容について

医療共済(女性医療特約)

1.入院給付金(女性医療特約)

(1)加入者(保障の対象者)が、所定の疾病(女性疾病等*1)を被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要とし、かつ、保障期間中にその女性疾病等の治療を直接の目的として入院したときに入院給付金(女性医療特約)日額×入院期間(1回の入院*2について、365日が支払限度日数となります。)をお支払いします。ただし、保障期間中に女性疾病等を被り入院を開始することが必要です。*3

*1 入院給付金(女性医療特約)が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1を被った場合でも入院給付金(女性医療特約)は重複しては支払できません。

*2 「1回の入院」とは、一般に女性が罹患しやすいとされる所定の疾病の他、悪性新生物や糖尿病、心疾患等も含みます。

*3 「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

*4 この共済契約が更新加入である場合、初年度加入の保障期間の開始以降に女性疾病等を被った場合を含みます。

2.手術給付金(女性医療特約)

加入者(保障の対象者)が所定の身体障害の治療を直接の目的として、病院または診療所において次の所定の手術を受けたときに入院給付金(女性医療特約)日額×手術の種類により(20倍・40倍)をお支払いします。ただし、保障期間中に手術を受けることを要します。

① 瘻管形成術
植皮術(皮膚の移植術)や瘻管(傷跡)に対する形成術

② 変形形成術
足ゆびの後天性変形(外反母趾等)に対する形成術

③ 乳房切除術(生検を除く)
皮膚を切開し、病変部を切除する手術

(1)ただし、初年度加入の場合は、手術の原因となった身体障害を被った時が以下のいずれかに該当するときは給付金をお支払いできません。

① 保障期間の開始日より前である場合
② 乳房の悪性新生物の場合は、保障期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合
また、更新加入の場合は、手術の原因となった身体障害を被った時が以下のいずれかの場合は給付金をお支払いできません。

① 初年度加入の保障期間の開始日より前である場合
② 乳房の悪性新生物の場合は、初年度加入の保障期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合(ただし、初年度加入の保障期間の初日からその日を含めて1年と90日を経過した後手術を受けた場合は、給付金をお支払いの対象となります。)

(2) 時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、給付倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。

*4 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

給付金をお支払いしない主な場合

- ① 申込者または加入者(保障の対象者)、給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気またはケガ。
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気またはケガ。
- ③ 麻薬、アヘン、覚醒剤、危険ドラッグ等の使用による病気またはケガ。
- ④ 戦争、暴動等による病気またはケガ。
- ⑤ 自動車または原付自転車の無資格運転、酒気帯び運転中に生じた病気またはケガ。
- ⑥ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
- ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波による病気またはケガ。
- ⑧ 精神障害を原因とする事故によるケガ。
- ⑨ アルコール依存、薬物依存等の精神障害。

- ⑩ 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による病気またはケガ。
- ⑪ 初年度加入の保障開始日より前に被った病気や発生した事故によるケガ。(初年度契約の保障開始時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保障開始日から1年を経過した後に給付金支払事由に該当したときは、給付金のお支払いの対象となります。)
- ⑫ 給付事由が発生してから3年以上経過したとき。
- ⑬ 告知事項に事実と相違があったとき。等
- *4 ⑦⑩に該当する場合であっても、その事故や災害の程度に応じて、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

医療共済(ガン診断給付金(上乘せ)特約)

ガン診断給付金(上乘せ)特約

(1)保障期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合に、ガン診断給付金をお支払いします。

① 初めてガンと診断確定された場合
② 更新の場合において、この契約が更新されてきた最初の契約(初年度契約)から更新前契約までの連続した更新契約のいずれかの保障期間中に既に診断確定されたガン(原発ガン)を治療したことにより、ガンが認められない状態となり、その後初めてガンが再発または転移したと診断確定されたとき
③ 原発ガンとは関係なく、ガンが新たに生じたと診断確定された場合

(2)ただし、ガン診断給付金のお支払いは保障期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、ガン診断給付金をお支払いできません。

* 保障対象となる「ガン」とは、以下のものをいいます。ガンの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

この共済で保障対象となる「ガン」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この特約の保障対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を保障対象に含みます。

【ご注意】この契約が更新されてきた最初の契約(初年度契約といえます。)の保障開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にガンと診断確定されていた場合は、給付金をお支払いできません。また、初年度契約の保障開始前にガンと診断確定されていた場合は、ご加入者、保障の対象となる方または給付金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、給付金をお支払いできません(この場合お支払いいただいた掛金を返還できないことがあります。)

「女性医療特約」の対象となる疾病一覧表

女性疾病等の種類		分類項目	具体的な病名
大項目	小項目		
新生物	悪性新生物(ガン)	乳房の悪性新生物・女性生殖器の悪性新生物を含む所定の悪性新生物	乳ガン・子宮ガン・卵巣ガン他
	上皮内新生物(上皮内ガン)	乳房の上皮内新生物・女性生殖器の上皮内新生物を含む所定の上皮内新生物	子宮頸部の上皮内ガン・乳房の上皮内ガン・上皮内黒色腫他
	良性新生物(良性腫瘍)	乳房の良性新生物・女性生殖器の良性新生物等 腎尿路の良性新生物 甲状腺の良性新生物	子宮筋腫・卵巣腫瘍・尿管腫瘍・甲状腺腫瘍他
	性状不詳または不明の新生物	女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 腎尿路の性状不詳または不明の新生物 その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物(乳房)	
内分泌、栄養および代謝疾患	甲状腺障害	甲状腺障害の中の所定の病気	甲状腺機能低下症・甲状腺炎他
	その他の内分泌腺障害	クッシング症候群 卵巣機能障害	ネルソン症候群他 多嚢胞性卵巣症候群他
糖尿病		糖尿病の中の所定の病気	
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害	栄養性貧血	栄養性貧血の中の所定の病気	鉄欠乏性貧血・ビタミンB12欠乏性貧血・葉酸欠乏性貧血他
	溶血性貧血	後天性溶血性貧血	溶血性尿毒症症候群他
	無形成性貧血およびその他の貧血	無形成性貧血およびその他の貧血の中の所定の病気	後天性赤芽球ろう・急性出血後貧血他
	凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態	紫斑病およびその他の出血性病態の中の所定の病気	アレルギー性紫斑病・血小板機能異常症・特異性血小板減少性紫斑病他
心疾患		慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患	リウマチ性僧房弁疾患 狭心症・心筋梗塞 肺塞栓症 急性心膜炎・心筋症・心房細動他・心不全他
高血圧性疾患		高血圧性疾患	本態性(原発性(一時的))高血圧・高血圧性心疾患他
脳血管疾患		脳血管疾患	くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞・脳卒中他
循環器系の疾患	静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの	下肢の静脈瘤 その他の部位の静脈瘤(186)中の外陰静脈瘤	下肢静脈瘤 外陰静脈瘤
	循環器系のその他および詳細不明の障害	循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(197)中の乳房切断後リンパ浮腫症候群 低血圧(症)	乳房切断後リンパ浮腫症候群 特異性低血圧症
	全身性結合組織障害	その他のえ(壊)死性血管障害中の大動脈弓症候群[高安病]	高安病
消化器系の疾患	胆のう(嚢)、胆管および膵の障害	胆石症 胆のう(嚢)炎 胆のう(嚢)のその他の疾患 胆道のその他の疾患	胆のう結石・胆管結石 急性(慢性)胆のう炎 胆のう閉塞 胆管炎・胆のう胞他
腎尿路生殖器系の疾患		糸球体疾患の中の所定の病気 腎尿管間質性疾患の中の所定の病気 腎不全の中の所定の病気 尿路結石症の中の所定の病気 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの 他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害 尿路系のその他の疾患の中の所定の病気 乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害 腎尿路生殖器系の処置後障害、他に分類されないもの	急性(慢性)腎炎・ネフローゼ 急性(慢性)尿細管間質性腎炎 慢性腎不全 腎結石・尿管結石・尿道結石 膀胱炎・尿道炎 良性乳房異形成・乳房の炎症 卵管炎・子宮頸部の炎症 子宮内膜症・女性性器脱・子宮ポリープ・処置後腎不全他
妊娠、分娩および産褥		流産に終わった妊娠 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 主として妊娠に関するその他の母体障害 胎児および羊膜腔に関する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 分娩の合併症 分娩(単胎自然分娩(080)は除く) 主として産褥に関連する合併症 その他の産科的病態、他に分類されないもの	子宮外妊娠・流産・合併症 合併症による高血圧 妊娠悪阻・切迫流産・妊娠中糖尿病 多胎妊娠・前期破水・胎盤障害 早産・胎位異常による分娩停止 吸引分娩・帝王切開 産褥性感染症・産褥の合併症他
筋骨格系および結合組織の疾患	炎症性多発性関節障害	血清反応陽性関節リウマチ その他の関節リウマチ 若年性関節炎 他に分類される疾患における若年性関節炎	リウマチ性肺疾患 炎症性多発性関節リウマチ 若年性関節リウマチ クローン病における若年性関節炎他
	全身性結合組織障害	全身性エリテマトーデス(紅斑性狼瘡)(SLE) 皮膚(多発性)筋炎 全身性硬化症 その他の全身性結合組織疾患の所定の病気	全身性エリテマトーデス 多発性筋炎 全身性進行性硬化症 乾燥症候群[シェーグレン症候群]・その他の重複症候群・リウマチ性多発筋痛症他

* 上記の表は対象となる疾病の種類や病名の一列を記載したものであり、実際の支払いは保険会社の約款に依ります。

「女性医療特約」対象となる疾病の特長

1. 悪性新生物(ガン)、上皮内新生物(上皮内ガン)については、男性生殖器を除くすべてのガンが対象となる。
2. いわゆるUAゼンセンが成人病としている悪性新生物(ガン)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患はすべて「女性医療特約」の対象となる。(色網の部分)
3. 医療共済の過去の給付実績からみると、「女性医療特約」を付帯すれば、約60%から70%の疾病が対象となり、「女性医療特約」から給付が受けることができる。

* 本表は「女性医療特約」の対象となる主な病気を記載したものであり、正確な保障内容についてははしおきをご確認ください。

給与保障共済

特長 P36

加入資格 P37

保障額・掛金 P38

給付内容 P39

短期休業保障特約を付帯すればより充実した保障内容になるので安心です!



病気やケガで長期間働けなくなった場合の「生活費」を毎月サポートします!

こうなったらどうするの? 本当に困る長期休業

- 住宅を購入直後に、脳梗塞を発症し、寝たきりとなり、会社も退職することになった。今後の住宅ローンの支払いを含め、家族の生活費のことを考えると、どうしたらよいかわからない。



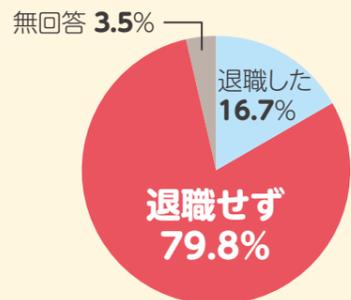
●食費 月々平均額 約 84,700 円	●光熱費 月々平均額 約 24,300 円
●住宅ローン 月々平均額 約 92,000 円	●教育費 月々平均額 約 21,300 円
合計で月々 約 222,300 円 となります。	

出典：総務省統計局「家計調査報告(家計収支編)」(2023年)

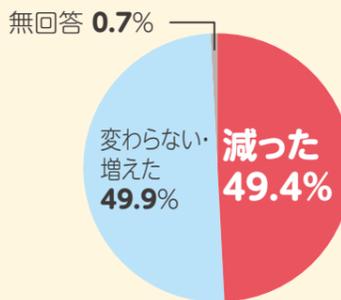
- 大腸ガンを発症し、手術後退院したものの、転移・再発のため再度入院することとなった。今後の治療を考えると、今の会社の仕事を行うことは難しいため、**配置転換を希望したが、収入は今までの半分程度となり、今後の生活が大変不安である。**

がんで怖いのは失業よりも収入減

がん罹患後の退職の有無



がん罹患による収入



出典：東京都「がん患者の就労等に関する実態調査」(2019年)

ケガや病気に関するリスクと保障種類

保障種類	死亡		就業不能				入院		手術		通院	
	病気	ケガ	長期 病気	長期 ケガ	短期 病気	短期 ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ
生命保険・生命共済	●	●										
傷害保険・傷害・賠償共済		●	?					●		●		●
所得補償保険・医療共済休業保障特約												
医療保険・医療共済							●	●	●	●	(●*)	(●*)
がん保険・医療共済							●		●		●	

※UAゼンセンの医療共済に通院はありません。

今加入している保険でこの部分は大丈夫ですか?

「傷病手当金」とは…

健康保険に加入の方が、業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与の支払いがない場合に、**4日目から最長で1年6か月にわたって支給される制度**です(一般的に、国民健康保険の加入者には傷病手当金はありません)。

〈支給される金額〉支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額平均額の2/3相当の額(被保険者期間が12か月以上の場合)から支給されます。

※被保険者期間が12か月未満の場合の算出方法は異なります。

〈支給期間の考え方〉



※任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されません。

- 支給される条件：(1)～(4)をすべて満たしたときに支給されます。
 - (1)業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
 - (2)仕事に就くことができないこと
 - (3)連続する3日間*1を含み4日以上仕事に就けなかったこと
 - (4)休業した期間について給与の支払いがないこと
- 傷病手当金が支給停止(支給調整)される場合
 - ・傷病手当金と出産手当金が受けられるとき
 - ・資格喪失後に老齢(退職)年金が受けられるとき
 - ・障害厚生年金または障害手当金が受けられるとき
 - ・労災保険から休業補償給付を受けている(受けている)場合

*1 待期3日間の考え方：待期3日間の考え方は会社を休んだ日が連続して3日間なければ成立しません。連続して2日間会社を休んだ後、3日目に仕事を行った場合には、「待期3日間」は成立しません。



職場でのメンタルヘルス対策が重要です!

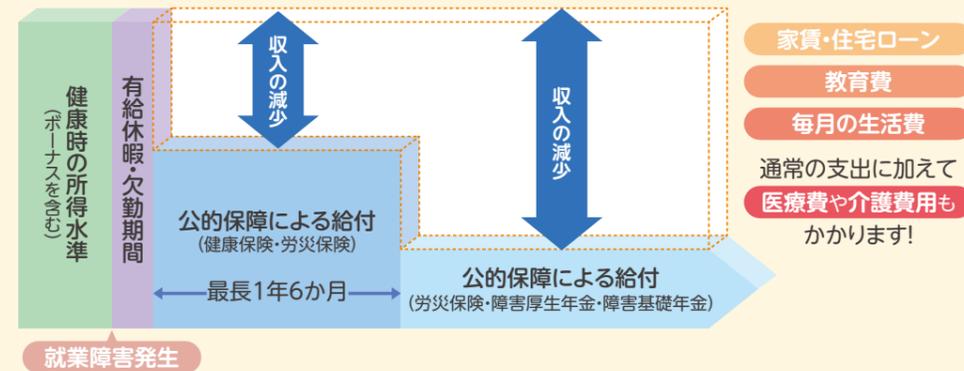
精神疾患(メンタルヘルス疾患)の増加

●精神障害の請求件数の推移



出典：厚生労働省「令和4年度 過労死等の労災補償状況」

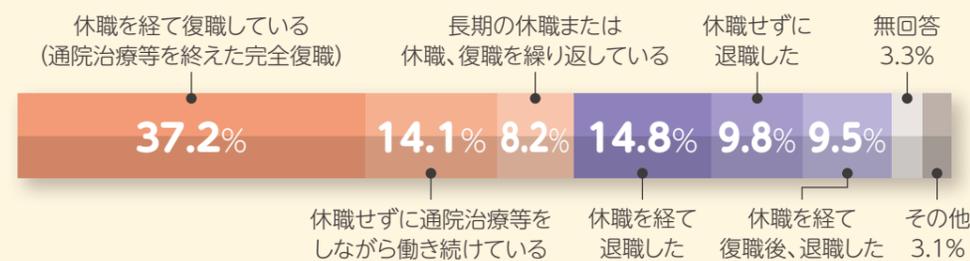
長期の傷病はご本人、ご家族にとって大きなリスクになります



労働者のメンタルヘルスを取り巻く環境

●メンタルヘルス不調になった労働者のうち、**結果的に退職・長期休職したケースがもっとも多い企業はなんと4割以上!**「本人が、どの程度仕事ができるかわからなかった」「本人の状態について、正確な医学的情報が得られなかった」等の理由で復職できないケースが多くなっています。

メンタルヘルス不調を抱えた労働者のその後の状況



出典：職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査 独立行政法人 労働政策研究・研修機構



1

最長65歳の誕生日まで長期に保障 します。

(ただし、保障期間が5年に満たない場合は無給付期間を含めて最長5年間となります)

2

所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も **5年限度で保障** します。

(無給付期間を1年3か月としているため、実際の給付金のお支払いは3年9か月が限度となります)

平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF09、F20からF99に該当する精神障害を保障します。

3

短期休業保障特約を付帯すると

免責期間(90日)終了後から給付金を支給 します。

(精神障害時、短期休業保障特約の給付はありません。1年6か月後からの給付となります)

4

復職後も、身体障害のため

20%を超える収入減少 があれば **保障の対象** となります。

給付金月額 30万円 の場合	完全に休職している場合	所得喪失率 100% 30万円 × 100% お受取りいただく給付金は…1か月あたり 30万円
	一部復職し、月収30万円の方が 回復所得15万円の場合	所得喪失率 50% 30万円 × 50% お受取りいただく給付金は…1か月あたり 15万円

5

掛金は、年齢・性別に関係なく **一律** です。

6

給付金には **税金がかかりません**。

7

退職・転職時 も福祉共済会に加入することで **共済を続けることができます**。

(組合が認めた場合)*1

※ただし、仕事(自営・個人事業主を除く)に従事されていることが、必要条件となります。
*1 年会費1,800円が必要となります。

加入資格と健康状態の告知

1. 加入の対象

加入日(保障開始日)現在満59歳以下の、組合員本人で、正常に勤務している健康な方。
加入者は、3月1日現在満64歳に達した後に来る保障期間の終期(翌年3月1日午後4時)まで1年ごとに更新できます。
タイプアップ、特約の追加は変更日現在満59歳以下の方のみとなります。

※ご注意 給与保障共済は、本人が仕事に従事されていることを必要条件としております。ご退職その他諸事情で仕事に従事されなくなった場合(自営業の場合を含む)には、脱退の手続きが必要となります。

2. 健康状態の告知

(新規加入・現在より高い給付タイプへの変更に必要です。特約を付帯する場合も告知は必要です。)
加入お申し込みの際に、健康状態の告知をしていただきます。

告知に際してはP40「告知の大切さに関するご注意」を必ずお読みください。

- 質問1** ●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすられていますか。
- 質問2** ●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。
- 質問3** ●告知日(ご記入日)より過去2年以内に
・「ガン」、「上皮内ガン」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」と医師に診断されたことがありますか。
・「ガン」、「上皮内ガン」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」のため、医師から検査(*1)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。
- *1 検査結果が異常ななかった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

※「ガン」または「上皮内ガン」に含めて告知いただきたい病気の例

ガン	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内ガン	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

- 全ての項目が「いいえ」の場合、加入OK!
- 過去の入院歴について、10日未満の入院は告知不要!
- 引受条件を緩和し、オールリスクでの引受けに一本化!
※「オールリスクでの引受け」とは、引受け条件を設定することなく、引き受けることをいいます。
- 質問3については告知対象疾病を「ガン、上皮内ガン」「精神の病気」に限定!
- 改定による掛金の変更はなし!

注意

- 支払い責任の開始する直前1年以内に被ったケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、給付金お支払いの対象とならないことがあります。
- 掛金が引落しされても、告知事項の内容により、加入をお断りすることがあります。

3. 平均月間所得額の告知

申込書(「平均月間所得額」欄に、あなたの平均月間所得額(年間総収入*2 ÷ 12)を必ず記入してください。
後日、この数字が加入タイプの給付金月額を下回っていることが判明した場合には、給付金の減額や、悪質な場合は加入取消となる場合があります。

*2 年間総収入とは源泉徴収票の「支払全額」です。(利子所得・年金等を含まない金額とします。)

加入タイプ(保障額)と掛金

掛金は 掛け捨てです

●短期休業保障特約 **あり**

おすすめ!

※短期休業保障特約のみの加入はできません。

加入タイプ	8型	10型	15型	20型	25型	30型
給付金月額	8万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円
給付金月額(短期休業保障特約)	3万円	4万円	5万円	6万円	8万円	10万円
掛金月額(合計)	1,000円	1,300円	1,900円	2,500円	3,100円	3,700円

※35型と40型は廃止いたしました。2017年度までにご加入された方は35型と40型の更新が可能となります。

●短期休業保障特約 **なし**

加入タイプ	8型	10型	15型	20型	25型	30型
給付金月額	8万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円
掛金月額(合計)	800円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円

加入タイプ選択の際は、給付金月額をあなたの「平均月間所得額」以下としてください。

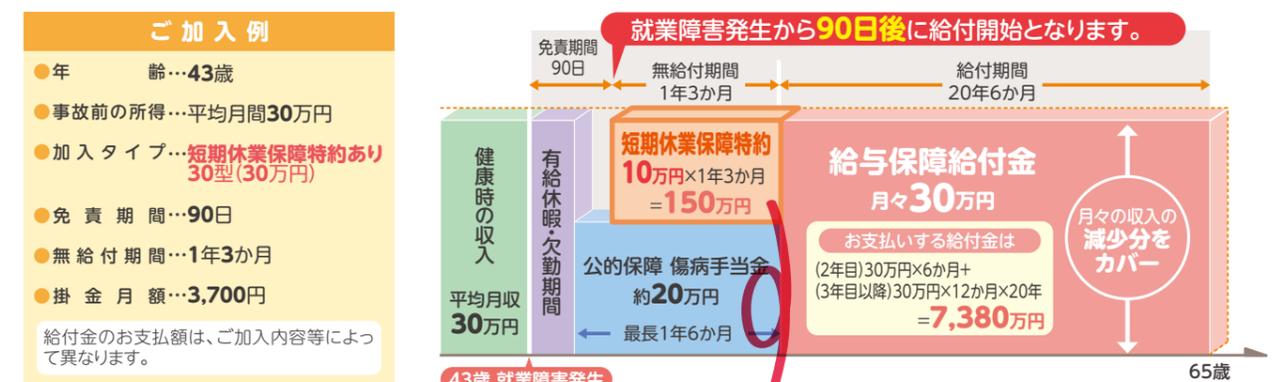
$$\text{加入タイプの給付金月額} \leq \text{「平均月間所得額」} = \frac{\text{年間総収入} * 1}{12 \text{ か月}}$$

※他の同種の保険(所得保障)に加入されている方は、他の保険の保障月額と合算して「平均月間所得額」を超えないタイプで選択をしてください。

*1 利子所得・年金等を含まない金額とします。

給与保障共済の保障期間

- 駅の階段から転落し脳挫傷となり、仕事に復帰できず満65歳の誕生日まで給付を受けた場合(所得喪失率100%)



短期休業保障特約は公的保障(傷病手当金) 給付期間(1年6か月)の収入減少をカバーします。(精神障害による就業障害は除く)

- ※免責期間中は病気またはケガにより身体障害を被り、加入者の経験、能力に応じたいかなる仕事にも全く従事できない状態であること。
- ※実際には有給期間等、収入が保障される期間があるため、給与保障共済の給付が始まってからしばらくの間は、公的保障(傷病手当金)の給付と重なる場合があります。
- ※傷病手当金終了後、障害年金等の公的給付がないものとして算出。

給付内容について

給与保障共済

給付金をお支払いする場合

●加入者が日本国内または国外において、新規加入日(保障の開始日)以降ケガまたは病気(以下、「身体障害」という。)を被り、その直接の結果として保障期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間および無給付期間を超えた場合、お支払いします。この場合の就業障害とは以下の通りです。(免責期間中)
 身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。
 ①その身体障害のために、入院していること
 ②その身体障害につき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること
 ③その身体障害により、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
 (てん補期間開始後)
 身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*1か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。
 ①その身体障害のために、入院していること
 ②その身体障害につき、医師の治療を受けていること
 ③その身体障害による後遺障害が残っていること
 *1 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。
 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。また、免責期間とは、継続して就業障害である日数で、あらかじめ取り決めた一定の期間(90日)をいいます。就業障害になってからこの期間は給付金支払いの対象とはなりません。

お支払いする給付金

●給付期間中の就業障害である期間1か月に対して次の金額が支払われます。
 加入給付金月額×所得喪失率

(お支払額は月単位で計算しますが、端数日が生じた場合は、1か月を30日として日割り計算します。)

短期休業保障特約ありの場合:給付期間は、免責期間終了後から最長満65歳の誕生日までとなります。ただし、免責期間終了後から1年3か月は短期休業保障特約給付金額×所得喪失率が支払われます。なお、短期休業保障特約には精神障害保障はありません。免責期間終了時に60歳以上64歳以下の方は、免責期間終了後5年間が限度となります。

短期休業保障特約なしの場合:免責期間終了の翌日から1年3か月は無給付期間となります。給付期間は、最長満65歳の誕生日までとなります。ただし、所定の精神障害について給付金をお支払いする場合や、免責期間終了時に60歳以上64歳以下の方は、免責期間終了後5年間が限度となります*2。

*2 無給付期間を1年3か月としているため、実際の給付金のお支払いは3年9か月が限度となります。

所得喪失率:身体障害により全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

1 免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*3

ただし、所得の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があったときは、公正な調整を行うことがあります。

*3 免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいい、免責期間の終了した月から1か月単位で計算します。

*4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*1 給付金月額が就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を給付金としてお支払いします。また、他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれることがあります。

*2 加入者が就業障害の状態になった場合には、保険会社との間で、加入

者の業務復帰援助のための協議をお願いすることがあります。保険会社は、その協議の結果として社会通念上加入者の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。

*3 次のような場合は給付金のお支払い額が上記と異なることがあります。

●給付金の対象とならない身体障害の影響によって、身体障害の程度が加重された場合 ●正当な理由がなく、加入者が治療を怠ったために、身体障害の程度が加重された場合 等。また、更新の場合で、更新前の保障期間中に被った身体障害について、更新後のご加入内容にしたがって算出された給付金の額と、更新前のご加入内容にしたがって算出された給付金の額が異なる場合は、いずれか低い額をお支払いします。

*4 てん補期間(給付期間)とは、同一の病気やケガによる就業障害に対して給付金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間終了日の翌日からの期間)のことをいいます。

*5 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

給付金をお支払いしない主な場合

次のような原因により生じた就業障害については給付金を支払いません。

●申込者、加入者・給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った身体障害

●加入者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害

●加入者の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって被った身体障害

●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

●戦争、内乱、暴動等による身体障害*5

●核燃料物質の有害な特性等による身体障害

●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転中に生じた事故によって被った身体障害

●地震、噴火又は津波によって被った身体障害およびこれらに伴って生じた事故によって被った身体障害

●発熱等の他覚的徴候のない感染

●加入者が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(ただし、うつ病等対象となる精神障害は5年を限度にお支払いの対象となります。短期休業保障特約の給付期間中は対象外です。)

●給付事由が発生してから3年以上経過したとき。

●告知事項に事実と相違があったとき。

●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害(就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した就業障害については、保険金のお支払い対象とします。)

*5 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ、病気は除きます。

*6 この保障については、死亡に対する保障はありません。

無給付期間

通常免責期間終了後に給付が開始されますが、健康保険の傷病手当金の給付との重複を避けるため、1年3か月の無給付期間を設けます。(国民健康保険加入者の場合傷病手当金はありますが給付の公平のため、同様の無給付期間を設けます。)労災保険の適用がある場合も、1年3か月の無給付期間を設けます。



告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

健康状態の告知が必要となるケースは以下のとおりです。

- 医療共済(ガン診断給付金(上乘せ)特約含む)、給与保障共済に新たにご加入される場合、または更新にあたり保障内容をアップされる場合
- 更新前契約に保障対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合(更新後契約については保障対象外となる病気・症状を保障対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保障の対象となる方**ご自身があるままにご記入ください。(*1)**
告知の内容が正しくないと、ご加入が解除され給付金(*2)がお受け取りいただけない場合があります。



- (*1) ご家族の方を保障の対象とする場合には、ご家族の方ご自身がご記入ください。
- (*2) 高い給付内容にタイプ変更の場合は、給付内容をアップされた部分が解除され、給付金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、ご加入は次のいずれか(ガン診断給付金(上乘せ)特約、給与保障共済は①または③)になります。

- ①ご加入いただけます。(無条件…保障対象外となる病気・症状の設定はありません)
- ②ガンに関する特定の給付金を保障対象外としてご加入いただけます。(なお、保障内容アップの際にガンに関する特定の病気の告知に該当した場合は、保障内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されているガン保障についてもその病気・症状は保障対象外となりますのでご注意ください。)
- ③今回はご加入できません。(健康状態の告知質問1もしくは質問2に該当する場合)(ガン診断給付金(上乘せ)特約は質問1.2、給与保障共済は質問1~3いずれかに該当する場合)



給付金請求時等に、告知内容についてご確認させていただきます場合があります。



告知いただく内容(*3)について

- 1 入院または手術の有無(予定を含みます)
- 2 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- 3 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無

(*3) 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくはP10・P19・P20・P37の告知項目をご確認ください。

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新規または高い保障内容へのタイプ変更の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、共済事業局までご連絡ください。
- 医療共済(ガン診断給付金(上乘せ)特約は除く)、給与保障共済については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等を受けた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

※お客様控のない加入申込書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

よろしくお願いいたします。



付帯サービス「メンタルヘルスサポート」

「気分が優れない」「やる気がしない」といったメンタルヘルスに関することから、職場や人間関係に関するお悩みまで看護師等にお電話で幅広くご相談いただけます。*6

- 内容*7 メンタルヘルス電話相談
- 受付時間 平日・土曜 9:00~21:00
- お問い合わせ先 ☎0120-783-503
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

*6 ご相談の対象は、保障期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで共済契約が継続している場合で、加入者(保障の対象となる方をいい、法人は除きます。)または加入者(保障の対象となる方)の配偶者*8・親族*9の方からの直接の相談に限ります。

- *7 本サービスは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用は加入者の負担となります。
- *8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *9 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。本サービスは、引受保険会社の提携会社を通じてご提供します。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

日常生活の様々な事故に備え、必要な保障をパックにした

傷害・賠償共済



特長
P42



加入資格
P44



保障額・掛金
P43・44



給付内容
P45~47

全国の自治体で広がってきている “自転車保険加入義務化”も心配ご無用!

●自転車による事故で、相手をケガさせたり(賠償責任給付金*1)、
自分自身がケガを負った場合(傷害給付金*2)に保障されます。

- *1 賠償給付金は、加入者(個人タイプ)の配偶者や同居の親族等が起こした事故も保障対象となります。(例えば、個人タイプに加入している組合員の同居の子どもが自転車で相手をケガさせた場合も保障対象となります。)
 - *2 傷害給付金は、加入タイプ(個人・夫婦・家族A・家族B)によって保障対象が異なります。(例えば、個人タイプに加入している組合員の同居の子どもがケガした場合は保障対象となりません。)
- ※詳細については、P44の「保障の対象者一覧」を確認してください。

●国内で賠償事故が発生した場合、事故対応のプロ(東京海上日動社の事故担当)による示談代行サービスが付帯されていますので、安心です。

わざわざ自転車保険に加入しなくても傷害・賠償共済に加入していれば大丈夫!

2015年に兵庫県で初めて「自転車保険の義務化」が導入されて以降、義務化は全国に広がっています。現在、自転車利用者に対して自転車損害賠償保険等の加入を義務づけているのは42都道府県です。

条例の種類	都道府県
加入義務	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務	北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

(国土交通省ホームページ「地方公共団体の条例の制定状況(令和5年4月1日現在)」より)



【給付金をお支払いできる場合・お支払いできない場合】

給付金の種類	お支払いできる場合	お支払いできない場合
傷害給付金	組合員(加入者)本人が通勤途中に駅の階段ですべて転倒し骨折した。	組合員(加入者)本人が業務中に荷物を運んでいて転倒し骨折した。
	休日に庭で作業していた際、重い荷物を持ってぎっくり腰になってしまい通院した。	日頃からのパソコン作業の影響で腰痛となり、通院した。
	自宅の階段で誤って転倒し、腰を強打して負傷した。	ある時に持病の腰痛が悪化し、病院に行ったら椎間板ヘルニアと診断され、手術した。
賠償責任給付金	休日に会社の同僚が遊びに来た際に、(加入者の)子どもが誤って同僚のメガネを壊してしまった。	レストランで勤務中に濡れていた床で滑って転倒し、配膳中の料理でお客さまの衣服を汚してしまった。
	マンションの自室で風呂の水を詰まらせ、階下に水漏れの損害を与えてしまった。	賃貸マンションの自室で模様替えをしていた際、誤ってテーブルの角を壁にぶつけてしまい自室に損害を与えてしまった。
	自転車を運転中によそ見をしていて、前方の車両に追突し、損害を与えてしまった。	自動車を運転中によそ見をしていて、前方の車両に追突し、損害を与えてしまった。
携行品損害給付金	職場でメガネを拭こうとした際、誤って落としてしまい破損してしまった。	自宅でメガネを拭こうとした際、誤って落としてしまい破損してしまった。
	釣りに行った際、誤って釣竿を岩にぶつけてしまい、折れてしまった。	外食をしていた際、誤ってスマートフォンを落としてしまい、破損させてしまった。
	買い物中バッグをひったくられ、財布などを盗まれた。(警察で「盗難」として受理されることが必要)	買い物に行ってスーパーの駐輪場に自転車を停めていたところ、誰かにサドルを切られてしまった。



7つの特長

1

総合コース
基本コース

《傷害給付金》

日常の様々なケガによる入院・手術とさらに **通院も保障** します。

(ただし、組合員本人の就業中の事故は対象とはなりません。夫婦タイプ・家族タイプの場合、配偶者・親族については24時間保障となります。)
※病気による死亡、入院、通院等は対象になりません。(ただし、日射病等を含む熱中症は対象となります。)

2

総合コース
基本コース

《賠償責任給付金》

賠償事故を **1事故につき国内「無制限」で保障** します。

国外の賠償事故については「1億円限度」で保障します。

※職務の遂行に直接起因する損害賠償責任は給付金をお支払いできません。

賠償責任給付金に

示談代行サービス が付きます。



賠償責任が生じたとき、相手との交渉を保険会社が代行します。(国内のみ)
受託品(預かり品)に対する賠償責任も保障対象となります。(ただし不動産、ノート型パソコン等、対象とならないものもあります。)

3

総合コース
基本コース

《賠償責任給付金》

個人タイプ加入でも、

配偶者・親族が賠償請求給付金の対象 となります。

※親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。この続柄は傷害・損害の原因となった事故発生の際にのけるものをいいます。

4

総合コース

《携行品損害給付金》

就業時間中でも **携行品損害給付金** は給付対象となります。

保障の対象者が所有する携行品を **居住する建物から一時的に持ち出し**、不測かつ突発的な事故により損害を受けたときに給付いたします。

5

総合コース

《見舞金・祝金》

総合コースには、UAゼンセンならではの **見舞金・祝金** が付いています。

救援者見舞金

自転車盗難見舞金

家財盗難給付金・
家宅侵入見舞金

ホールインワン・
アルバトロス祝金

(盗難に遭った場合は必ず警察へ盗難の被害届けを提出してください。盗難の被害届けの提出が無い場合は保険金の支払がされない場合があります。)

6

総合コース
基本コース

UAゼンセンのスケールメリットを活かした **割安な掛金** です。
損害保険会社部分は **最大53%の割引***1 です。

*1 傷害給付金・賠償責任給付金 団体割引30%、損害率による割引25%、大口団体割引10%。携行品損害給付金 団体割引20%
※死亡給付金以外の給付金には税金がかかりません。(死亡給付金は原則相続税の対象となります。)

7

退職・転職時

も福祉共済会に加入することで **共済を続けることができます**。

(組合が認めた場合)*2

※ただし、仕事(自営・個人事業主を除く)に従事されていることが、必要条件となります。
*2 年会費1,800円が必要となります。



加入コース・タイプ(保障内容)と掛金

掛金は 掛け捨て です

総合コース

加入タイプ	個人タイプ	夫婦タイプ		家族タイプ				
				Aタイプ			Bタイプ	
対 象	本 人	本 人	配偶者	本 人	配偶者	親 族	本 人	親 族
死亡・後遺障害 死亡または後遺障害 状態となったとき	350万円	350万円	250万円	350万円	250万円	200万円	350万円	200万円
入院日額 ケガをして 入院された場合	5,000円	5,000円	3,500円	5,000円	3,500円	3,000円	5,000円	3,000円
通院日額 ケガをして 通院された場合	3,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	1,500円	3,000円	1,500円
手術給付金(入院)*1 所定の手術を 受けられた場合	5万円	5万円	3.5万円	5万円	3.5万円	3万円	5万円	3万円
手術給付金(外来)*1 所定の手術を 受けられた場合	2.5万円	2.5万円	1.75万円	2.5万円	1.75万円	1.5万円	2.5万円	1.5万円
賠償責任給付金 日常生活に起因する 偶然な事故等で法律上の 損害賠償責任を負う場合	1事故 国内 無制限 (示談代行付き)*2 (国外1億円限度)							
携行品損害給付金 所有する身の回り品に、 不測かつ突発的な事故によ って損害が生じた場合	1事故 30万円 限度(自己負担額:1事故につき3千円)							
救済者見舞金 事故によって緊急な 捜索救助活動が 必要になった場合	1事故 100万円 限度							
自転車(新車)盗難見舞金 購入後6か月以内の自転車 が盗まれた場合	1回 1万円 (期間中1回) 個人タイプは1台、夫婦タイプは2台、 家族タイプは家族数までの台数							
ホールインワン・ アルバトロス祝金 国内でホールインワンまたは アルバトロスを達成した場合	1回 50万円							
家財盗難給付金 国内の居住建物内で所有 する生活用動産が窃盗や 強盗にあった場合	1事故 30万円 限度(自己負担額:1事故につき1万円)							
家宅侵入見舞金 ドア・鍵 泥棒進入時における ドア・鍵等の破損が あった場合	一律 1万円							
窓ガラス 泥棒進入時における 窓ガラスの破損が あった場合	一律 5千円							
月払掛金*3	1,200円	2,000円		2,900円			2,330円	
年払掛金*4	13,500円	22,500円		32,500円			26,270円	

基本コース

加入タイプ	個人タイプ	夫婦タイプ		家族タイプ				
				Aタイプ			Bタイプ	
対 象	本 人	本 人	配偶者	本 人	配偶者	親 族	本 人	親 族
死亡・後遺障害 死亡または後遺障害 状態となったとき	350万円	350万円	250万円	350万円	250万円	200万円	350万円	200万円
入院日額 ケガをして 入院された場合	5,000円	5,000円	3,500円	5,000円	3,500円	3,000円	5,000円	3,000円
通院日額 ケガをして 通院された場合	3,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	1,500円	3,000円	1,500円
手術給付金(入院)*1 所定の手術を 受けられた場合	5万円	5万円	3.5万円	5万円	3.5万円	3万円	5万円	3万円
手術給付金(外来)*1 所定の手術を 受けられた場合	2.5万円	2.5万円	1.75万円	2.5万円	1.75万円	1.5万円	2.5万円	1.5万円
賠償責任給付金 日常生活に起因する 偶然な事故等で法律上の 損害賠償責任を負う場合	1事故 国内 無制限 (示談代行付き)*2 (国外1億円限度)							
月払掛金*3	770円	1,340円		2,280円			1,710円	
年払掛金*4	8,600円	15,000円		25,000円			18,000円	

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 示談代行サービスは日本国内において発生した賠償事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に対し加入者の希望により受けられるサービスです。ただし次のような場合には利用できません。
・1回の賠償事故による賠償金総額が賠償責任給付金の限度額を明らかに超える場合
・損害賠償請求権者である相手方が、示談代行者(東京海上日動火災保険)と直

接折衝することに同意しない場合

・正当な理由なく加入者(保障の対象者)が示談代行者への協力を拒んだ場合等

*3 途中加入は全て月払となります。

*4 年払の申込みは毎年1月20日締切です。(3月1日にご加入された場合のみです。ただし加入申込書については原則12月21日~1月20日にてご提出ください。)



加入資格

- **加入日(保障開始日)現在満64歳以下の、組合員本人。65歳以降の更新は引続き就業している場合のみ可能です。**
個人事業主・会社役員等、住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでないご職業の方や職業に就かれていない方は、ご加入できません。
- **同居の1家族については1契約限りとします。**
ただし、家族の中に複数の組合員がいる場合は各組合員ごとに本人タイプに加入することはできません。

年払の場合の注意点

- 年払の申込みは、年に1回(2025年度は1月20日締切、保障開始は3月1日)のみです。
- 払込方法の変更(月払⇄年払)、コースやタイプの変更も申込みと同様に年に1回(2025年度は1月20日締切、保障開始は3月1日)のみです。
- 期中で脱退する場合、返金はありません。

	保障の対象者一覧											
	個人タイプ			夫婦タイプ			家族タイプ					
	本 人	配偶者	その他の親族*5	本 人	配偶者	その他の親族*5	Aタイプ		Bタイプ			
	本 人	配偶者	その他の親族*5	本 人	配偶者	その他の親族*5	本 人	配偶者	その他の親族*5	本 人	配偶者	その他の親族*5
傷 害 給 付 金	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○
賠償責任給付金*6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
携行品損害給付金	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*5 加入者本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚のお子さまをいいます。親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。この続柄は傷害・損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

6 賠償責任給付金については、ご本人が未成年者または上表の保障の対象者が責任無能力者の場合、その方の親権者およびその他の法定の監督義務者等を保障の対象者に追加します(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。 保障の対象となる方の定義については、P51をご確認ください。

生命共済

医療共済

給与保障共済

傷害・賠償共済

重要事項説明書

申込書について

生命共済

医療共済

給与保障共済

傷害・賠償共済

重要事項説明書

申込書について

傷害・賠償共済

1. 傷害給付金

- 「急激かつ偶然な外来の事故」により、保障の対象となる方がケガ*1をした場合に給付金をお支払いします。
- *1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、給付金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。
- 「熱中症危険補償特約」がセットされているので、保障の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害給付金の各給付金をお支払いします。
- ただし、本人については、個人、夫婦、家族の各タイプとも、就業中(通勤途上を含みません)の事故は対象となりません。(就業中とは、本人が職業または職務に従事している間のことをいい、労災保険でいう業務災害を指します。)
- 家族の範囲は以下のとおりです。
本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族、本人またはその配偶者と別居の未婚の子。(親族とは、本人の6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。)この続柄は傷害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
保障の対象となる方における配偶者の定義については、P51をご確認ください。
- ①死亡給付金
事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に死亡・後遺障害給付金額の全額をお支払いします。
- *1 1事故について、既に支払われた後遺障害給付金がある場合は、死亡・後遺障害給付金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
- ②後遺障害給付金
事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害給付金額の4%~100%をお支払いします。
- *2 1事故について死亡・後遺障害給付金額が限度となります。
- ③入院給付金
医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に入院給付金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。
- *3 入院給付金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院給付金は重複してはお支払いできません。
- ④手術給付金
治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2または先進医療*3に該当する所定の手術を受けられた場合に入院給付金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*4
- *2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- *3 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限り、をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保障期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。
- *4 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院給付金日額の10倍の額のみお支払いします。
- ⑤通院給付金
医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に通院給付金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただ

- し、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。
- *4 入院給付金と重複してはお支払いできません。また、通院給付金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院給付金は重複してはお支払いできません。
- *5 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*5を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。
- *5 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。(これら以外は対象外)

2. 賠償責任給付金

- 国内外において以下のような事由により、保障の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合に1事故について給付金額(国内無制限・国外1億円)を限度に給付金をお支払いします。
- ①日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ②保障の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ③電車等*6を運行不能にさせた場合
- ④国内で受託した財物(受託品)*7を壊したり盗まれた場合
- *6 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
- *7 以下のものは受託品には含まれません。
自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物
- *8 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として損害保険会社が行います。
- *9 損害保険会社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保障の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- *10 保障の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。

3. 携行品損害給付金

- 日本国内外において、保障の対象者の居住する住宅(以下「住宅」といいます。)から保障の対象者によって一時的に持ち出され、または住宅外において携行中もしくは、住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間の保障の対象者の所有する身の回り品に、不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して、給付金をお支払いします。
- 保障の対象の範囲
保障の対象者によって一時的に住宅から持ち出され、または住宅外において携行中もしくは、住宅外で取得し、住宅に持ち帰るまでの間の保障の対象者の所有する身の回り品
現金、手形、小切手、プリペイドカードおよび商品券*8、乗車券等、定期券を含みます。
- *8 使用期限の定めがなく、発行者以外に対して使用できるもののみが対象です。
- ただし、以下の物は保障の対象になりません。
- ①船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィン

- ドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ③携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ④義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑤動物、植物
- ⑥印紙、切手
- ⑦預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、電子マネーその他これらに準ずる物
- ⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑨1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- 盗難の場合は警察の届出が必要です。
(乗車券等(乗車船券・航空券、宿泊券、観光券、旅行券)が盗難にあった場合は運輸機関(宿泊券の場合はその宿泊施設)または発行者への届出、小切手が盗難にあった場合は小切手の振出人および支払金融機関への届出も必要となります。)
- お支払いする給付金
1回の事故につき携行品損害給付金額を限度として時価額を基準に算定した損害額(日本国外において携行品の1個、1組または1対についての損害額が10万円を超える時はそれらの物の損害の額を10万円(現金、手形、小切手、商品券、プリペイドカード、乗車券等)については、合計5万円を超える場合は5万円)とみなします。)をお支払いします。

- お支払いする給付金の種類
- ①損害給付金:携行品に直接発生した損害に対し給付金額(保険金額)を限度に時価額に基づいて算定します。
全損の場合…時価額または給付金額(保険金額)のいずれか低い額をお支払いします。ただし、1回の事故によって生じた損害が給付金額(保険金額)に満たない場合は、時価額から免責金額(自己負担額)を控除した額をお支払いします。
分損の場合…事故発生直前の状態に復するための修理費用を損害額として免責金額(自己負担額)を控除してお支払いします。ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除した額を損害額とします。
- ②残存物取片づけ費用:損害給付金(保険金)が支払われる場合、保障の対象(ご契約の対象となる携行品)の残存物の取片づけ費用をお支払いします。ただし、損害給付金(損害保険金)の10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。(損害給付金との合計額が給付金額(保険金額)を超過する場合にもお支払いします。)
- ③損害拡大防止費用:損害給付金(保険金)を支払うべき損害が発生した場合において損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であったものをお支払いします。(給付金額(保険金額)または時価額のいずれか低い額から①の給付金(保険金)の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。)
- ④権利保全費用:引受保険会社が給付金(保険金)をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。
- *11 給付金をお支払いした場合でも、給付金額の限度(30万円)は減額されません。
- *12 1回の事故によって生じた損害が給付金額(保険金額)に満たない場合は、1回の事故ごとに損害額のうち免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。
- *13 臨時費用給付金はお支払いしません。

4. 救援者見舞金

- 対象となる事故
加入者に次のいずれかの事由が生じた場合に、給付の対象となります。
- ①国内または国外において搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合
- ②国内または国外において事故によって緊急な捜索救助活

- 動が必要なことが警察などにより確認された場合
- ③外出時に被ったケガのため、事故の日から180日以内に死亡または継続して5日以上入院した場合(上限14日)
- 対象となる費用の範囲
看護または事故処理を目的として宿泊を伴う遠隔地の事故発生地または受傷加入者収容地へ赴く家族の旅費(交通費及び滞在費)を1回の事故につき100万円を限度としてお支払いします。ただし、滞在費についてはひとり1泊1万円とし、1事故につき2往復、のべ4名を限度とします。

5. 自転車(新車)盗難見舞金

- 日本国内において、購入後6か月以内の自転車が盗まれ1か月を経過しても発見されず、警察の盗難届出証明、販売店の販売証明が存在する場合に、見舞金として、一律1万円を支払います。
- ただし個人タイプ1台、夫婦タイプ2台、家族タイプ家族数までを対象とし、ひとりあたり保障期間中1回を限度とします。

6. ホールインワン・アルパトロス祝金

- 日本国内の18ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合に給付金をお支払いします。(加入者が勤務するゴルフ場での達成を除く。)
- 同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合のホールインワンまたはアルパトロスで、下記の給付条件を満たす場合に限りです。(給付条件)
- ①キャディーが目撃したこと証明
- ②同伴競技者の証明
- ③ゴルフ場の証明(ただしゴルフ場主催の公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)
- キャディー付きでない、いわゆるセルフプレー中のホールインワン・アルパトロスについては下記①②③のケースを除き給付の対象なりません。
- ①第1打からカップインまで、ゴルフ場の使用人またはゴルフ場の関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤーが目撃したこと証明
- ②映像に同一カットにティーグラウンドとグリーンが収まっており、第1打からカップインまで編集なしでワンシーンで撮影されているビデオ映像が提出
- ③公式競技において、同伴競技者が目撃したこと証明
- 祝金として、一律50万円を何度でもお支払いします。

7. 家財盗難給付金

- 日本国内において、居住建物内で、加入者本人およびその世帯に属する親族の所有する生活用財産が保障期間中、窃盗や強盗またはこれらの未遂によって盗取、損傷または汚損されたことによって損害を受けた場合、30万円(免責金額(自己負担額)1万円)を限度に保障いたします。
- *14 居住建物の範囲は加入者本人、加入者本人の配偶者が居住する住居および加入者本人が別荘など自ら使用するために常時管理する住居が対象です。
- *15 収容建物自体の損傷、汚損は支払い対象となりません。
- 保障の対象の範囲
居住建物内の生活用財産一式
通貨、プリペイドカードおよび商品券、貴金属、宝石、宝玉を含みます。
- ただし、以下の物は保障の対象になりません。
- ①航空機、ヨット、モーターボート、水上バイク、自動車、原動機付自転車
- ②動物、植物
- ③有価証券、印紙、証紙、切手、金券、電子マネー、その他これらに類する物
- ④稿本、設計書、図案、雛型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、き章、免許状など
- ⑤書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- お支払いする給付金の種類
- ①損害給付金
損害額は、時価額にもとづき算定し、1回の事故について、損害額から免責金額(自己負担額)1万円を控除した額を30万円を限度にお支払いします。
保障の対象を修理できる場合には、通常の修理費用を損害

生命共済 医療共済 給与保障共済 傷害・賠償共済 重要事項説明書 申込書について

生命共済 医療共済 給与保障共済 傷害・賠償共済 重要事項説明書 申込書について

傷害・賠償共済

- 額としてお支払いしますが、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除したものを損害額とします。
2.残存物取片づけ費用
3.携行品損害給付金と同様。ただし、保障の対象は「家財盗難給付金：保障の対象の範囲」に記載されているものとなります。
3.携行品損害給付金と同様。
4.権利保全費用
3.携行品損害給付金と同様。

- ※16 給付金をお支払いした場合でも、給付金額の限度(30万円)は減額されません。
※17 臨時費用給付金はお支払いしません。

8.家宅侵入見舞金

●泥棒侵入時における窓・ドア・鍵等の破損について定額の見舞金をお支払いします。これは家財盗難の有無にかかわらず給付しますが、窓やドア、鍵等の破損がなく泥棒に入れ、その後防犯の為それらを交換した場合は給付対象とはなりません。

給付金をお支払いしない主な場合

■傷害給付金

●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保障の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●給付金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保障の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(給付金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的見解のないもの 等

■賠償責任給付金

●ご契約者または保障の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*9)によって保障の対象となる方が被る損害 ●保障の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保障の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保障の対象となる方が被る損害 ●保障の対象となる方が所有、使用または管理する財物*10の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保障の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保障の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両*11または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保障の対象となる方が被る損害 ●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保障の対象となる方が被る損害 ①保障の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ②差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ③受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ④自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ⑤受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ⑥受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ⑦受託品の電氣的または機械的事故 ⑧受託品の置き忘れまたは紛失*12 ⑨詐欺または横領 ⑩風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ⑪受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等
*9 保障の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*13中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
*10 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および

施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

- *11 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
*12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
*13 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

■携行品損害給付金

●保障の対象者(保障を受けられる人)、給付金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●保障の対象者(保障を受けられる人)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをい)、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害 ●核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害 ●保障の対象(保障の対象となる携行品)のかしによって生じた損害 ●保障の対象(保障の対象となる携行品)の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保障の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 ●置き忘れ、紛失によって生じた損害 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害(消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます) ●詐欺または横領によって生じた損害 ●保障の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害 ●電氣的または機械的事故によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合は給付金をお支払いします。) ●保障の対象の修理・清掃・解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合は給付金をお支払いします。) ●汚れすり傷、かき傷、塗料のはがれ等、単なる外観の損傷であって保障の対象(保障の対象となる携行品)の機能に支障をきたさない損害(これらの損害が他の損害と同時に発生した場合は給付金をお支払いします。) ●真空管、ブラウン管、電球等その他これらに類似の管球類に生じた損害(保障の対象(保障の対象となる携行品)の他の部分と同時に損害を受けた場合は給付金をお支払いします。) ●冷凍・冷蔵装置の破壊、変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害(火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合は給付金をお支払いします。) 等

■家財盗難給付金・家宅侵入見舞金

携行品損害給付金と同様。

※ご注意 傷害・賠償共済は、本人が仕事に従事されていることを必要条件としております。ご退職その他諸事情で仕事に従事されなくなった場合には、脱退の手続きが必要となります。

生命共済 重要事項説明書

この重要事項説明書<制度(契約)概要・注意喚起情報>は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、こくみん共済 coop のご契約内容は、商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます。)・細則によって定まります。この重要事項説明書は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、UAセンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop までお問い合わせください。なお、ご加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「加入者のしおり」をお送りいたしますので、ご一読され、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。

共済商品名称と該当する事業規約・細則

Table with 2 columns: 商品名, 事業規約・細則. Content: 団体生命共済, 団体定期生命共済

制度(契約)概要

①共済制度について

1.主(基本)契約……生命共済
※生命共済は、UAセンセン自家共済とこくみん共済 coop 団体生命共済(事業規約・細則名「団体定期生命共済」)で共同運営している制度です。
2.死亡・重度障がい保障する1年更新の共済制度です。

②保障内容と掛金について

具体的な保障内容と掛金については、パンフレットの該当箇所をご確認ください。

③加入資格

1.被共済者(以下、「加入者」といいます。)になることができる方。契約発効日(以下、「加入日」(保障開始日)といいます。)、更新日に、次のいずれかに該当する方

■標準型

- (1)共済契約者(以下、「契約者」といい、UAセンセン福祉共済互助会の会員。以下同じです。)(2)契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる方)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)*「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとにこくみん共済 coop が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、こくみん共済 coop 所定の確認書のいずれか)をお願いしています。(3)契約者と同一生計で次に該当する満23歳までの未婚の方
①契約者の子
②契約者の配偶者の子
※家族(配偶者・子)の加入には契約者本人の加入が必要です。

■緩和型

- (1)契約者(2)契約者の配偶者
※家族(配偶者)の加入には契約者本人の加入が必要です。
2.加入者になることが出来ない方
(1)健康状態の質問事項の回答をUAセンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が確認し、加入が妥当でない判断した方
(2)加入日(保障開始日)または更新日に次の職業・職務に従事している方
①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務

3.海外渡航者の取り扱いについて

契約者または加入者が海外渡航する場合は「海外渡航届兼委任状」の提出が必要ですので、共済事務局にご連絡ください。

- (1)「海外渡航」の定義
「海外渡航」とは国外へ渡航し、その期間が3ヵ月以上にわたるものをいいます。(3ヵ月未満の場合、手続きは不要です。)(2)加入者の取り扱い
新規加入者は下記①～⑤のすべてを、既加入者は③～⑤の条件を満たしている場合に加入ならびに継続を認めます。(既加入者においては帰国予定の有無・渡航先・渡航期間を問わず、現契約の継続を認めます。)なお、すでに海外にいる者の新規加入(増額を含む)はできません。

- ①渡航先が、加入者の海外渡航時において、社会的に不安定な地域(注)でないこと。
②渡航期間が3年以内であること。
③日本国内の金融機関の口座から掛金の払い込みが確実にこなえること。
④共済金の請求および支払いの取り扱いについて、次のとおりとすること。

- A 共済金の請求手続きは、日本国内に居住するもの(契約者またはその代理人)がおこなえること。
B 重度障害共済金の請求については、日本国内で作成された証明書(診断書)のみの受付となります。
C 共済金の支払いは、日本国内の金融機関への円建てでの支払いに限ります。
⑤事務の取り扱いについて、次のとおりとすること。

- A 契約者が日本国外へ渡航する場合
「海外渡航届兼委任状」により、日本国内に居住する者を「代理人」として指定し、共済契約上の事務手続きいっさいを代理するものとする。
B 契約者でない加入者が日本国外へ渡航する場合「海外渡航届兼委任状」により海外渡航することを届け出ていただきますが、「代理人」を指定する必要はありません。
(注)社会的に不安定な地域について…社会的に不安定な地域は、外務省の海外安全ホームページ「渡航情報(危険情報)」を基準とします。4つのカテゴリーに区分される国や地域に該当する場合、新規加入・増額はできません。

④共済金をお支払いする場合

1.基本契約
<死亡共済金・重度障害共済金>
加入者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額(以下、「加入共済金額」といいます。))を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。
※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。

⑤共済金を減額してお支払いする場合

1.加入者の自覚症状の有無にかかわらず、加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)から180日以内に死亡したときまたは重度障がいの状態になったときの共済金の支払いは以下のとおりとなります。

■標準型

新規加入の場合、重度障害共済金は、加入共済金額を50%減額してお支払いします。ただし、加入者が契約者の場合で、かつ加入共済金額が600万円以下の場合には加入共済金額の100%をお支払いし、加入共済金額が600万円超の場合は加入共済金額から600万円を除いた残額を50%減額し600万円とあわせてお支払いします。増額した場合、重度障害共済金は、追加加入共済金額(増額部分)を50%減額して、増額前の加入共済金額に合算しお支払いします。ただし、重度障害共済金について、加入者が契約者の場合で、かつ増額前の加入共済金額と追加加入共済金額(増額部分)の合計が600万円以下の場合には加入共済金額の100%をお支払いし、増額前の加入共済金額と追加加入共済金額(増額部分)の合計が600万円超の場合は追加加入共済金額(増額部分)を除くを50%減額して、増額前の加入共済金額に合算しお支払いします。

■緩和型

死亡共済金、または重度障害共済金は、加入共済金額(増額した場合は増額部分)を50%減額して(増額した場合は増額前の加入共済金額に合算し)お支払いします。

⑥共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

⑦共済金受取人について

- 1.共済金受取人は契約者です。
2.1.にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。
(1)契約者の配偶者
(2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じ。)(3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(4)(2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(5)(2)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3.2.において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
4.契約者は、加入者の同意およびUAセンセン福祉共済互助会ならびにこくみん共済 coop の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

5.4.により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後、契約が更新されたときは、加入共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
6.死亡共済金受取人を指定または変更するための書類がこくみん共済 coop に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7.4.により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たに死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位および順番によります。

⑧割り戻し金について

こくみん共済 coop 引受分の掛金が割り戻し金の対象となります。毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。割り戻し金は、こくみん共済 coop の組合員出資金へ振替出資されます。

個人情報の取り扱いに関するご案内

UAゼンセン福祉共済互助会はUAゼンセン各加盟組合に本加入申込書に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、UAゼンセン共済に関する会員の確認、加入者からの照会・応答、給付金請求の他、UAゼンセン共済その他UAゼンセン福祉共済互助会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。加入申込者におかれては、共済加入申込にあたり、UAゼンセン各加盟組合が個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。

また、UAゼンセン福祉共済互助会は、提携団体である全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、こくみん共済coopという)に本加入申込書に関する個人情報を提供します。

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について
共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。
※個人情報の取り扱いに関する詳細はこくみん共済coopホームページ(https://www.zenrosai.coop)をご参照ください。

②共同利用の事項

UAゼンセンとこくみん共済coop、契約者(組合員)、所属労働組合が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。
(a)加入・変更・脱退申込書記載事項(契約者・加入者・受取人情報・契約内容・口座情報)
(b)年末調整手続事項(年間支払金額、割戻金額、申告金額)
(c)労働組合経由の共済金支払手続事項(共済金請求書・支払通知書＝契約者・加入者・受取人情報・共済事由、加入共済金額、口座情報)
※上記事項に関わる所属組合・会社等の事業所番号、従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を個人データ項目として共同利用します。

①こくみん共済coopは、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。UAゼンセンおよび共済加入者から受領した個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済coopの事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとつき適切に取り扱います。
○所属団体について

共済契約等にかかわる事務手続きについて

契約者がUAゼンセンに所属する労働組合を通じてご加入される場合、共済契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとつてUAゼンセンが代行することとなります。

組合員について

生命共済加入者は、全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop)および各都道府県生協の組合員となります。以下、組合員についての記載となります。

組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければなりません。
(4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4.法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。
(1)組合員たる資格の喪失
(2)死亡
(3)除名
5.除名
(1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができます。
①3年間この組合の事業を利用しないとき
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
(2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
(3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

こくみん共済coop引受部分に関する苦情・異議申し立て

こくみん共済coopの対応に納得のいくような解決ができなかった場合は、中立的な第三者機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。
●電話03-5368-5757
●受付時間9:00～12:00/13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

ご契約者の皆さまへ

こくみん共済coopは、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。こくみん共済coopは、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積

極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県のこくみん共済coopにお問い合わせください)。

※生命共済は、こくみん共済coopと共同運営している制度です。



90d24F014

注意喚起情報

①クーリングオフについて

申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。
※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフをする旨をUAゼンセン福祉共済互助会にお申し出ください。

②加入申込書および質問表の記入について

1.申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態の告知)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
2.申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または契約者に通知します。
3.契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

③契約の成立と効力の発生について

UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済coopが申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。
効力の発生日は、加入日(保障開始日)の午前0時からになります。

④契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
1.共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
2.契約者、加入者または死亡共済金受取人が、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済coopに共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
3.契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有していると認められるとき。
※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4.他の契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
5.前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済coopとの信頼関係が損なわれ、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済coopが、契約の存続を不適当と判断したとき。
6.契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき。
※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

⑤詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

⑥加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

⑦共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

共済金の種類	主な免責事由
3.重度障がいの原因とする共済金	(1)加入者が加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき(※) (2)加入者の故意(自殺行為を除きます)によるとき (3)加入者の犯罪行為によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) など

※ただし、加入者が契約者の場合は、標準型については加入共済金額または600万円のいずれか低い金額(増額した場合は増額前の加入共済金額または600万円のいずれか高い金額)、緩和型については300万円(増額した場合は増額前の加入共済金額)をお支払いします。加入者が配偶者または子どもの場合は、加入共済金額(増額した場合は増額部分)の50%または300万円のいずれか低い金額を(増額した場合は増額前の加入共済金額に合算し)お支払いします。

⑧契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
1.契約者または加入者が加入日(保障開始日)・更新日にすでに死亡していたとき
2.契約者が加入日(保障開始日)・更新日にUAゼンセン福祉共済互助会の会員でなくなっていたとき
3.契約者が加入日(保障開始日)・更新日に加入者となっていないとき
4.契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
5.加入者が「加入者になることができる方」の範囲外であったとき
6.契約の申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
7.加入共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分 ※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

⑨共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。
※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。
※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

⑩契約の消滅について

1.加入者が死亡したとき。
2.加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限りです)。
※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

⑪掛金の生命保険料控除について

こくみん共済coop引受分が生命保険料控除の対象となります。共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。

⑫契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、組合経由でUAゼンセン福祉共済互助会へご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1.氏名や住所が変更となったとき。
2.加入者が「ご加入いただける方」の範囲外になったとき。
3.死亡共済金受取人・指定代理請求人の氏名が変更されたとき(「制度概要」7「共済金受取人について」の4.により、契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合など)。

⑬共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。
⑭規約および細則の変更について

こくみん共済coopが事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他契約内容となるすべての事項)により更新します。また、こくみん共済coopは共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、こくみん共済coopホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	(1)契約が解除されたとき (2)契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2.死亡の原因とする共済金	(1)加入者が加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)から1年以内に自殺したとき(※) (2)加入者の犯罪行為によるとき (3)共済金受取人の故意によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) など

医療共済,給与保障共済,傷害・賠償共済

重要事項説明書(制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明)

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

●ご家族等の方が被保険者(保障の対象となる方または保障を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

◆マークのご説明

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご加入前におけるご確認事項

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

医療共済は、UAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済と損害保険会社の団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)をセットにした制度です。医療共済のうち損害保険会社で引き受けている部分は、入院給付金(1入院360日まで)と手術給付金、放射線治療給付金、ガン診断給付金、ガン患者申出療養保障給付金、先進医療給付金(400万円まで)、ガン診断給付金(上乗せ)特約、女性医療特約となります。給与保障共済は、UAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済と損害保険会社の団体総合生活保険(団体長期障害所得補償基本特約)をセットにした制度です。

傷害・賠償共済は、UAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済と損害保険会社の総合生活保険(傷害補償基本特約+個人賠償責任補償特約)と動産総合保険をセットにした制度です。傷害・賠償共済のうち、損害保険会社で引き受けている部分は、傷害給付金、賠償責任給付金、携行品損害給付金、家財盗難給付金となります。損害保険会社の保険契約については、UAゼンセンを契約者とし、UAゼンセンの組合員等を被保険者(保障の対象者または保障を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。ご加入者の対象範囲等につきましては、本パンフレットをご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

(2) 保障の内容・保障期間(共済のご加入期間)

①給付金をお支払いする主な場合、給付内容は、②給付金をお支払いしない主な場合、③保障(保険)期間等につきましては、本パンフレットをご確認ください。また、保障(保険)期間は2025年3月1日午前0時から2026年3月1日午後4時までの1年間となります。

(3) 保障の重複に関するご注意

保障の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約等を他に契約されているときには、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは給付金等が支払われない場合があります。特に傷害・賠償共済(個人賠償責任補償)にご加入の際は、保障内容の差異や給付金額をご確認のうえ、特約等の要否をご確認ください*1。
*1 1契約のみにセットされる場合、将来、ご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保障の対象となる方が保障の対象外になったとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

(4) 給付金額等の設定

この共済での給付金額はあらかじめ定められたタイプの中から選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。
【給与保障共済の加入タイプ】
給付金額は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(給付金額または支払基礎所得額*3×約定給付率が保障の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については給付金をお支払いできませんので、ご注意ください)。
*2 直前12か月における保障の対象となる方の所得の平均月額をいいます。
*3 給付金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

(5) 保障の対象となる方(被保険者)について

保障の対象となる方(被保険者)における定義(用語の解説)は以下の通りです。
(ア)本人:UAゼンセン組合員で各共済にご加入の方
(イ)配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にあ

る方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。
a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
(ウ)親族:6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
(エ)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

2. 掛金・払込方法

掛金はご加入いただくご加入タイプ等によって決定されます。掛金・払込方法については、本パンフレットをご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

(1) ご加入時における注意事項(加入申込書等に関する注意事項等)

加入申込書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。正しく記載してください(代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。★告知事項は、お引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、★のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする保障ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は保障によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

告知事項一覧	団体総合生活保険			総合生活保険
	基本補償・特約	医療共済	給与保障共済	傷害・賠償共済
生年月日	★	★	★	—
性別	★	★	★	—
健康状態告知*4	★	★	★	—
他の保険契約等*5	★	★	★	★

*4 新たにご加入される場合、または更新にあたり保障内容をアップされる場合のみとなります。
*5 この共済以外にご契約されている、この共済と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、保険会社にて保険のお引受けができない場合があります。

【告知について】

- 告知義務について
共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保障の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
- 過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、ご加入者のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、ガン保障のみを不担保としてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)
- 告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*6から1年以内であれば、保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*7。
●責任開始日*6から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*8(ただし、「給付金の支

払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。)
*6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご加入の支払責任の開始日をいいます。
*7 更新時に保障内容をアップされた場合は、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。
*8 更新時に保障内容をアップされた部分を解除した場合は、保障内容をアップされた部分については給付金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、給付金をお支払いできない場合>
前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等
④告知内容の確認について
給付金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される共済は、クーリングオフの対象外です。

3. 給付金受取人

医療共済の給付金は、加入者(死亡給付金については労働基準法施行規則第四十二条、第四十三条に準じた順位)にお支払いします。傷害・賠償共済の給付金は、加入者(死亡給付金については法定相続人)にお支払いします。

4. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご確認ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる給付金の種類を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「ガン診断給付金(上乗せ)特約」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、ガン診断給付金(上乗せ)特約の補償のない期間が発生します。)

ご加入後におけるご注意事項

1. ご連絡いただきたい事項

- すべての保障共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 給与保障共済
保障期間の途中において保障の対象となる方の平均月間所得額*9がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*9 直前12か月における保障の対象となる方の所得*10の平均月額をいいます。
*10 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
[ご加入後の変更]
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保障期間中に、本共済契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保障期間の終了時までは保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に給付金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の方に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。
- 傷害・賠償共済(総合コース)
住宅の所在地(常時使用している住居以外の「配偶者の住居」「別荘等」の建物を含む)を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

2. 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、所定の計算方法で掛金を返還、または未払保険料を請求*11することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*12に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*11 解約日以降に請求することがあります。
*12 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 加入者からのお申し出による解約

加入者からのお申し出により保障の対象となる方に係るご加入を解約できます。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、保障の対象となるご家族等の皆様にご説明させていただきますようお願いいたします。

4. 次回更新契約のお引受け(満期を迎えるとき)

- (1) 保障期間終了後、更新を制限させていただく場合
●給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

(2) 更新後契約の掛金

掛金は、商品ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の掛金は、更新前の掛金と異なることがあります。
[更新後加入の保障内容を拡充する場合]
医療共済・給与保障共済において、更新時に保障の対象となる方の追加や給付金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、保障内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保障内容をアップされた部分については給付金をお支払いできないことがあります。

(3) 給付金請求忘れのご確認

ご加入を更新いただく場合は、更新前の共済契約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険会社引受部分については給付金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、給付金、返れい金等は、保障内容ごとに下表のとおりとなります。

<医療共済と給与保障共済(団体総合生活保険)>

保障内容	経営破綻した場合等のお取扱い
団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償	原則として90%まで保障されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

<傷害・賠償共済(総合生活保険)>

保障期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内(傷害補償、個人賠償責任補償)	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%)まで保障されます。

<傷害・賠償共済(動産総合保険)>

保障内容	経営破綻した場合等のお取扱い
動産総合保険(携行品一式特約等セット) 動産総合保険(盗難のみ担保特約等セット)	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%)まで保障されます。 ※ご契約者が個人等の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である共済契約であっても、その被共済者である個人等がその掛金を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被共済者に係る部分については、上記保障の対象となります。

○加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保障期間の終了時まで保管してご利用ください。

たは給付金受取人に詐欺の行為があった場合等
○がん補償について、この共済が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保障始期前に、保障の対象となる方がんと診断確定されていた場合、ご加入は無効になります。
○その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

7. その他ご加入に関するご注意事項

○保険会社の代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、保険会社の代理店と有効に成立したご契約については保険会社と直接締結されたものとなります。

医療共済・給与保障共済・傷害・賠償共済に関するご意見・ご相談、事故の連絡・ご相談	
<h1>UAゼンセン共済事業局</h1> <h2>03-3288-3533</h2> 受付時間 平日 10:00～16:00	
東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)	
0570-022808 (通話料有料) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日午前9時15分～午後5時(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)	

< 共同保険引受保険会社について >

	引受保険会社		引受保険会社
医療共済	東京海上日動火災保険(株)	傷害・賠償共済	東京海上日動火災保険(株) [幹事保険会社]
給与保障共済	東京海上日動火災保険(株) [幹事保険会社]		三井住友海上火災保険(株)
	三井住友海上火災保険(株)		共栄火災海上保険(株)
	明治安田損害保険(株)	明治安田損害保険(株)	

本説明書はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。保険会社引受部分の詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」「総合生活保険 普通保険約款および特約」「動産総合保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、UAゼンセンまでご請求ください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済商品がおお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、UAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。

1. 共済商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となつていない場合はパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合 保障期間(共済のご加入期間) 給付金額*(保障金額) 掛金・掛金払込方法 保障の対象となる方

* 団体長期障害所得補償の場合は給付月額×約定給付率をいいます。

2. 加入申込書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までご連絡ください。

以下の質問事項は、対象となる方のみご確認ください。

●「医療共済と給与保障共済にご加入の場合のみ」ご確認ください。

加入申込書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しく記載されていますか？

●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。

加入者(共済の保障を受けられる方)によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？

●「複数の方をご加入者(共済の保障を受けられる方)とするタイプにご加入の場合のみ」ご確認ください。

ご加入者(共済の保障を受けられる方)の範囲についてご確認いただきましたか？

●「給与保障共済にご加入の場合のみ」ご確認ください。

給付金額*1(ご加入金額)は、平均月間所得額*2以下となっていますか？(平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については給付金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

なお、給付金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。

*1 団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます。

*2 「平均月間所得額」とは、年間総収入*3 ÷ 12をいいます。

*3 年間総収入とは源泉徴収票の「支払い金額」です。(利子所得・年金等を含まない金額とします。)

(携行品損害給付金)

●以下の質問事項は、「傷害・賠償共済(総合コース)にご加入の方のみ」ご確認ください。

保障の対象者の範囲について、パンフレットでご確認いただきましたか？

保障の対象となる物・ならない物について、パンフレットでご確認いただきましたか？

給付金の限度額・自己負担額について、パンフレットでご確認いただきましたか？

保障の対象地域(国内外の損害を保障)について、パンフレットでご確認いただきましたか？

国外で事故が発生した場合、1事故につき保障される金額に限度があることをご確認いただきましたか？

(種目共通事項)

加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「給付金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務」、「保障の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

* 例えば、賠償責任を保障する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、保障範囲が重複することがあります。

このパンフレットは医療共済(団体総合生活保険(医療補償基本特約、がん補償基本特約))、給与保障共済(団体総合生活保険(団体長期障害所得補償基本特約))、傷害・賠償共済(総合生活保険(傷害補償基本特約+個人賠償責任補償特約)、動産総合保険(携行品一式特約等セット)、動産総合保険(盗難のみ担保特約等セット))の概要についてご紹介いたします。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者であるUAゼンセンの代表者にお渡しする予定です。必要に応じてUAゼンセンまでご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがら記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保障期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

様にご説明くださいますようお願いいたします。

*15 法律上の配偶者に限ります。

○保障の対象となる方または給付金の受取人の代理人として給付金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

・給付金をお支払いした場合、保障の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。給付金のお支払後に、保障の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、給付金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保障の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。

・給付金のご請求があったことを保障の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1. 保障の対象となる方(またはご加入者)が保険会社にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が掛金の減額を知った場合
3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

(4) 賠償責任給付金等のお支払いについて

加入者が賠償責任給付金等をご請求できるのは、費用給付金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

①加入者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が加入者への給付金支払を承諾していることを確認できる場合

③加入者の指図に基づき、UAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)から被害者に対して直接、給付金を支払う場合

(5) その他

○給付金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、給付金を支払うべき病気・ガン・ケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

○給付金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

○損害が生じたことにより保障の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、UAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)がその損害に対して給付金を支払ったときは、その債権の全部または一部はUAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)に移転します。

○医療共済(ガン診断給付金、ガン患者申出療養保障給付金、ガン診断給付金(上乗せ)特約を除く)については、ご加入を更新されてきた最初の共済契約(初年度契約といえます。)の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は給付金のお支払いの対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年を経過した後に開始した場合は、給付金のお支払い対象となります。

○給与保障共済については、この共済契約が継続されてきた最初の共済契約(初年度契約といえます。)の保障始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害の場合には、その原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、給付金のお支払いの対象となることがあります。ただし、初年度契約の保障始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保障始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、給付金のお支払いの対象となります。

4. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット等をご参照ください。

5. 保険金の分担

重複する保険契約等がある場合は、次のとおり給付金をお支払いします。
・他の保険契約等で保険金や共済金支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。

6. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時にご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、UAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)はご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

・ご加入時にご契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってした場合

○以下に該当する事由がある場合には、UAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の給付金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人がUAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)にこの共済契約に基づく給付金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この共済契約に基づく給付金の請求に関し加入者(保障の対象者)ま

2. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

○損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

3. 給付金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

○事故が発生した場合には、直ちに(医療共済・給与保障共済については30日以内)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

○個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

(2) 給付金請求書類

給付金のご請求にあたっては、「加入者のしおり」に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保障の対象となる方、給付金の受取人であることを確認するための書類

・保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保障の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する保障においては保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

・附加給付の支給額が確認できる書類

・保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
※携行品損害給付金の場合は、「加入者のしおり」に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

<携行品損害給付金、家財盗難給付金の場合>

・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)

・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

・給付金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、保障の対象者に給付金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの給付金支払指図書

・事故の発生した敷地内の見取図

・保障の対象者が死亡した場合は、保障の対象者の除籍および保障の対象者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

・UAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)が給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、UAゼンセン共済事業局(または引受保険会社)が支払うべき給付金の額を算出するための書類

(3) 代理人からの給付金請求

○加入者に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払を受けるべき加入者の代理人がいな場合は、加入者の配偶者*15等のご家族のうちUAゼンセン共済事業局(損害保険会社の引受部分については、引受保険会社)所定の条件を満たす方が、加入者の代理人として給付金を請求できる場合があります。詳細は、本パンフレット記載のUAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆

簡易検査キットでがんや、がんの原因となるウイルス・細菌感染の検査ができます。 **お一人様1つまで**

検査番号
1



男性用がんリスクチェック

医療機関と同等の検査精度を誇る高精度血液検査キットで、「p53抗体」と、男性特有のがんである前立腺がんに関する「PSA」の検査が可能です。特に「p53抗体」は、自覚症状のない早期のがん(特に大腸がん、乳がん、食道がんなど)で検査結果の値が高くなる特徴を持っており、がんの早期発見に非常に有効です。

通常検査費用(税込)

~~13,200円~~

医療共済加入者なら

500円

検査番号
2



女性用がんリスクチェック

医療機関と同等の検査精度を誇る高精度血液検査キットで、「p53抗体」、乳がんに関する「CA15-3」の検査ができます。特に「p53抗体」は、自覚症状のない早期のがん(特に大腸がん、乳がん、食道がんなど)で検査結果の値が高くなる特徴を持っており、がんの早期発見に非常に有効です。



乳がん検診手袋付き

通常検査費用(税込)

~~13,200円~~

医療共済加入者なら

500円

検査番号
3



胃がんリスク層別化チェック

胃がんは罹患数・死亡数ともに3位のがんです。このキットでは胃がんや腫瘍の原因となるピロリ菌の有無とペプシノゲン(胃粘膜萎縮度)を検査します。また、二つの検査結果から、胃がんになる危険度を判定するABC分類も同時に行います。Aがリスク低、Dがリスク高です。ピロリ菌は医療機関で除菌可能です。

※この検査は人生に1度しか必要ありません。以前受けられた方や除菌した方にはおすすめできません。

ピロリ菌感染は胃がんの主要因!

通常検査費用(税込)

~~10,450円~~

医療共済加入者なら

500円

検査番号
4



B型/C型肝炎セルフチェック

B型肝炎、C型肝炎の検査ができる血液検査キットです。B型肝炎ウイルスへの感染は、HBs抗原を検査し、C型肝炎の感染はHCV抗体を検査します。B型、C型肝炎は、ウイルス性肝炎で、輸血、注射針の使いまわし、針刺し事故などが原因といわれています。特に輸血や手術の経験がある方は、一度検査してみることをおすすめします。

肝炎ウイルスは肝がんの主要因!

通常検査費用(税込)

~~11,550円~~

医療共済加入者なら

500円

検査番号
5



子宮頸がんリスク検査

子宮頸がんのほとんどの原因はHPV感染です。当検査は子宮頸部の細胞を自己採取する安全な高精度検査です。超ハイリスクの「16型」「18型」「その他ハイリスク型」の感染がわかります。

※検査精度を担保するため、自己細胞採取タイプの検査に変更になりました。検体を返送し検査所で分析する検査で医療機関と同等の分析精度です。

通常検査費用(税込)

~~5,500円~~

医療共済加入者なら

300円

検査番号
6



がんリスク&子宮頸がんリスク検査

がんリスクチェッカー女性向け(腫瘍マーカー検査)と子宮頸がんリスク検査(HPV検査)のセットです。もちろん乳がん検診手袋も付いてくる、お得で手厚いセット検査を用意しました。

※販売元が異なるため、別々にお届けします。



乳がん検診手袋付き

通常検査費用(税込)

~~18,700円~~

医療共済加入者なら

800円

※検査番号①・②は、腫瘍マーカー等での検査になります。血液検査だけではがんの発見・診断、部位の特定は出来ませんが、がんリスクのひとつの指標としては有効です。定期的ながん検診を受診するキッカケとしてください。

●検査対象者 UAゼンセン「医療共済」に加入されている方

●検査費用 個人負担金は**1検査=300~800円(税込)**です。本検査はUAゼンセンが行う保健事業です。

※お申し込みされた時点で個人負担金が発生します。お申し込み後のキャンセル・返金はできませんので、内容をよくご確認ください。

ご自身や大切なご家族のためにも**医療共済に加入して「在宅健康チェック」のお申し込みをおすすめします。**

詳細はホームページで。二次元コードからホームページへアクセスできます。



医療共済ご加入の方は、ご加入のしおり、加入者証に同封して申込書をお送りいたします。

*1 本サービスは共済が提供するものです。

突然の発病やケガ、日常のおからだや子育てのお悩み、専門的な医療・健康から栄養、お薬のご相談まで、
フリーダイヤル **0120-119-430** 24時間365日で一部事前予約あり

子どもが夜間に急に発熱した。どうしよう…。



●現役の救急科専門医が常駐!
緊急医療・一般健康相談サービス

身体の不調を感じるが、すぐに仕事は休めない…、病院に行く前に専門医に症状を相談できたらいいのに…!

●専門医による高度なサービス!
予約制専門医相談サービス

事前予約

乳がん検診で手術をすすめられたが、セカンドオピニオンを受けるにはどうしたらよいか…、でも病気のことをまだ周りに相談できない…!

●がん専門医による高度なサービス!
予約制専門医「がん」相談サービス

事前予約

出張先で突然腹部に激痛が!病院に行きたいが初めての土地なのでどこに行けばいいかわからない!



●医療機関への道順もご案内!
医療機関案内サービス

離れて暮らす両親が突然入院してしまった!自宅近くの病院へ転院させたいが、仕事も忙しく手続きも難しいため手配が不安…!

転院・患者移送手配サービス(国内のみ)*1

●子育てをするママ・パパ支援、食に関する幅広い関連情報のご提供!
育児・栄養相談サービス

一部事前予約

●さまざまな薬剤情報のご提供!
お薬相談サービス

一部事前予約

海外の医療情報に関する相談サービス

フリーダイヤル **0120-428-834** 受付時間 9:00~17:00(土日祝・年末・年始を除く)

サービス利用時には、ご加入の団体名を確認させていただきます。UAゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)でご加入されている旨をお伝えください。※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

各種サービス優待紹介*1

「家事代行」「食事宅配」等高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

電話介護相談

社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。

インターネット介護情報サービス

介護に関する様々な情報を提供します。
・「介護情報ネットワーク」ホームページアドレス www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介

高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。(サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。)

家事代行	掃除や調理、買い物といった家事を代行するホームヘルパーを派遣します。
配食	調理済みの食事を宅配します。カロリーや塩分、タンパク質等を調整した食事を用意しています。
リフォーム	段差の解消や介助可能な浴室等、高齢者向けの住宅リフォームを承ります。(注)
見守り・緊急通報システム	おひとり住まいや日中ご家族が不在の場合にも安心いただけるよう、緊急時に通報ができる機器等を設置します。(注)
福祉機器	公的介護保険の対象とならない福祉機器類を販売します。
有料老人ホーム・高齢者住宅	ご自宅での生活に不安を感じられる場合に、入居可能な有料老人ホームや高齢者住宅を紹介します。
バリアフリー旅行	バリアフリーに配慮したツアー・旅行等を取り扱う旅行会社を紹介いたします。

(※)お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。(注)公的介護保険の給付対象となる場合をのぞきます。

*1 実際の転院移送費用、サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。保障期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで共済契約が継続している場合に限り、一部地域ではご利用いただけないサービスもあります。各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。ご相談の対象は、ご加入者および保険の対象となる方、またはそれらの方の配偶者*2・ご親族*3の方(以下サービス対象者)といふ。

象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*3 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

保険証券診断申込書

UAゼンセン共済事業局では「**保障診断(無料)**」を実施中!!



保険証券診断申込書 **メール送信先** kyosai@uazensen.jp ※メール送信いただく場合には、タイトルに「**保障見直し**」と記載してください。

UAゼンセン共済事業局 御中 **郵送先** 〒102-8274 東京都千代田区九段南4-8-19 CIRCLES+市ヶ谷駅前2階

FAX送信先 03-3288-3708

以下の情報に基づく保険証券診断を申し込みます。 申込日 年 月 日

申込者氏名	フリガナ		TEL
組合名	共済加入者番号 ※未加入者は不要です。		
申込者の家族構成 ※必ず記入してください。	本人	男性・女性 未婚・既婚	生年月日 昭和・平成 年 月 日(歳)
	家族 有・無 家族有の場合	配偶者	生年月日 年 月 日(歳)
		子ども	生年月日 年 月 日(歳)
		子ども	生年月日 年 月 日(歳)
現在加入の保険・共済 ※保険証券のコピーを添付してください。(両面)	加入者	会社名・商品名	保険料月額 円
	本人・配偶者・子ども		円
	本人・配偶者・子ども		円
	本人・配偶者・子ども		円
見直しの要点 ※○印を付けてください。	<input type="checkbox"/> 1 掛金を安く <input type="checkbox"/> 2 医療保障を重点に <input type="checkbox"/> 3 介護保障を重点に <input type="checkbox"/> 4 老後積立を重点に <input type="checkbox"/> 5 住宅保障を重点に <input type="checkbox"/> 6 その他 ()		
診断書の送付方法	メール・郵送・FAX を希望 (注) 郵送を希望される方は、下記に住所を記入してください。なお、メール・FAXをご希望される場合には、送信いただいた宛先と返信先が異なる場合には、記載ください。		
	〒	メールアドレス	FAX番号
平均月間所得 (年間総収入/12)	<input type="checkbox"/> 30万円以上 <input type="checkbox"/> 22.5万円以上 <input type="checkbox"/> 15万円以上 <input type="checkbox"/> 9万円以上 <input type="checkbox"/> 6万円以上 (注) 年間総収入とは源泉徴収票の「支払金額」です。(利子所得・年金等を含まない金額とします。)		
自動車保険・共済の見直し	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※掛金お見積もりにあたりましては、お車の「車検証」、現在ご契約の「保険証券(共済契約証書)」をご用意ください。		

※個人情報の取扱:共済事業局、本申込により取得した個人情報を診断サービスにのみ利用します。
 ※「自動車保険・共済の見直し」については、こくみん共済 coopと連携し、マイカー共済をご案内いたします。 保障系4共済のご案内

加入申込書(共通項目)兼口座振替依頼書

記入例は加入申込書にございます。

加入申込書 ご提出までの流れ

- 1 **1枚目** と **ご希望の共済ページ** に記入
(注) 鉛筆・消せるボールペン(フリクション等)では記入しないでください。
- 2 **記入・預金口座振替依頼書への押印漏れ** が無いか確認
- 3 **各組合へご提出** ください

※Web作成用加入申込書もご利用ください。



生命共済
医療共済
給与保障共済
傷害・賠償共済
重要事項説明書
申込書について